EPA活用のメリットと活用に向けた実務

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部　主任調査研究員　中畑 貴雄

2024年7月19日

講師略歴

調査部　主任調査研究員

中畑　貴雄

なかはた　たかお

- 1998年ジェトロ入構。貿易開発部貿易開発課、貿易開発部対日輸出課、海外調査部中南米課、メキシコ事務所（2006～2012年）、海外調査部米州課を経て、2018年3月よりメキシコ事務所次長、2021年3月よりメキシコ事務所所長、2024年5月より現職。
- 2002年11月～2004年3月まで日本メキシコ経済連携協定（日墨EPA）の交渉支援業務に携わり、また2016年3月～2017年3月まで経済産業省からの受託で実施した環太平洋パートナーシップ（TPP）の原産地規則解説書作成や普及セミナーの開催に携わるなど、自由貿易協定（FTA）及び原産地規則の運用に関する情報に明るい。
- 単著『メキシコ経済の基礎知識』、共著『NAFTAからUSMCAへ－USMCAガイドブック』、共著『FTAガイドブック2014』、共著『世界の医療機器市場』など。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

本日の講演内容

I.　日本が締結するEPA／FTAと関税削減メリット 5

II.　FTA・特恵貿易協定活用に向けた実務 21

1.　HSコードの特定 21

2.　特恵関税率の把握 25

3.　原産地規則の理解 34

4.　原産地証明書の作成・発給 58

5.　原産性の確認（検認）に備えた根拠資料 62

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

本日の講演内容

I.　日本が締結するEPA／FTAと関税削減メリット 5

II.　FTA・特恵貿易協定活用に向けた実務 21

1.　HSコードの特定 21

2.　特恵関税率の把握 25

3.　原産地規則の理解 34

4.　原産地証明書の作成・発給 58

5.　原産性の確認（検認）に備えた根拠資料 62

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

1 WTOを補完するFTA、貿易の自由化をけん引

- FTAは**WTOよりも高度な貿易の自由化**を実現する（これがFTA/EPAの締結条件でもある）。
- FTAは**限られた国・地域で締結される**ため、WTOよりも比較的容易に交渉が進められる。

WTOとFTA/EPAの関係

例外：FTA/EPA

特定の地域のみで相互に優遇的な待遇を適用。締約国以外は優遇しない。

原則：WTO（最恵国待遇）

他のすべての加盟国に対し、平等な待遇を適用。

高 自由化度

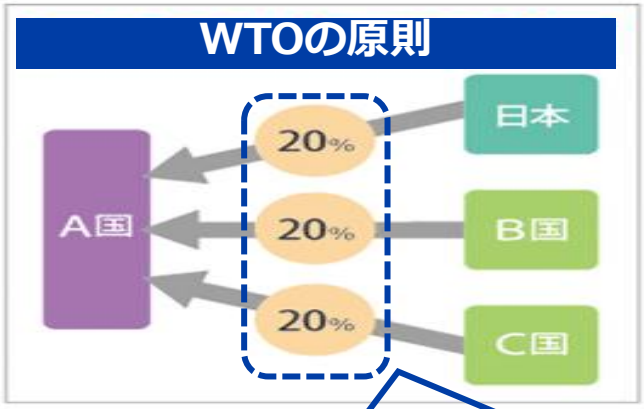

どの国からA国に輸出しても同じWTO税率（MFN税率）が適用（最恵国待遇）。

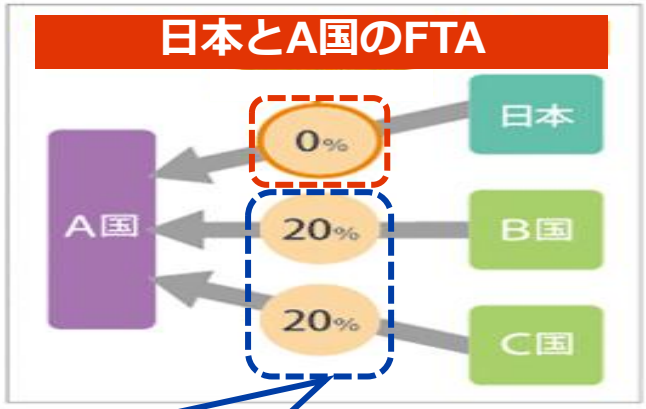

B国、C国からの輸出に対してはこれまで同様、WTO税率が適用。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

2 日本のFTA一覧と交渉状況

- これまで50カ国・地域と21の経済連携協定（EPA/FTA）等が発効済・署名済。
- **RCEP**※2022年1月発効後、2023年に第一種特定原産地証明書の発給件数でRCEPが首位に。

※RCEP協定：地域的な包括的経済連携協定

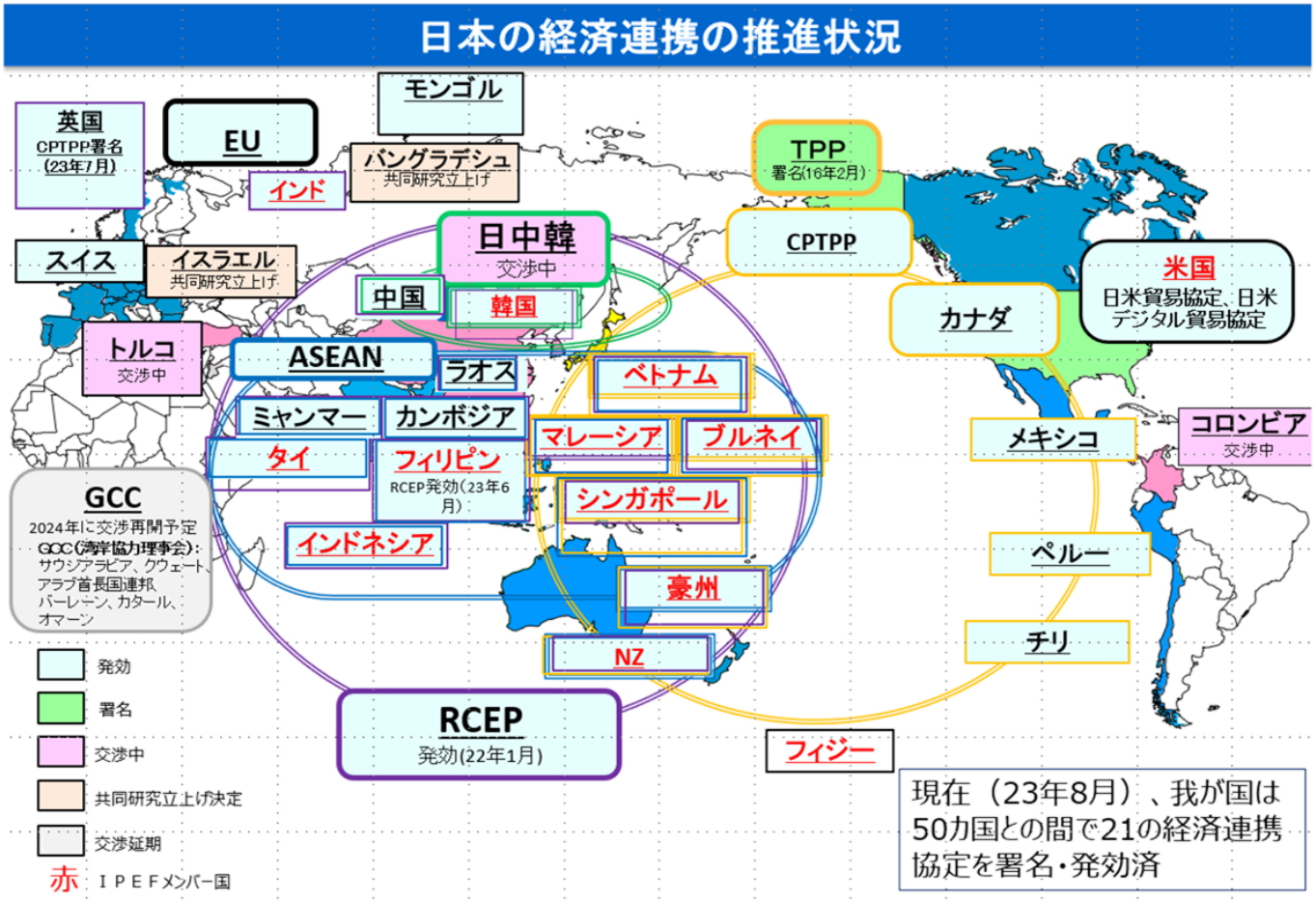

（出所）経済産業省ウェブサイトより引用

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3 EPAを活用して関税を削減するメリット

（例：事例の続き）

100万円の自動車を日本からドイツに輸出する場合

日EU・EPAを活用して、関税削減すると…

	通常時	日EU・EPA利用時
CIF価格（A）	110万円	110万円
関税率	10.0%	2.5%
納付すべき関税額（B）	11万円	2.8万円
販売価格（A+B）	121万円	112.8万円

販売価格 down!

関税削減分を販売価格に反映しない場合

営業利益	20万円	28.2万円
利益率 （＝営業利益/販売価格）	16.5%	23.3%

利益率 up！

輸出者：商品の**価格競争力が高まる**（→売れる→次の受注に）
輸入者：物品の**調達コストが下がる**（利益率の上昇）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

4 「関税3%の負担は法人税30%の負担に等しい」

- 関税は商品価格全体にかかる。法人税は商品価格から原価と販管費を減じた利益にかかる。
- 関税コストは輸入者にとって原価の一部を成し、原価を低減すれば利益も増える。
- 利益率を取引価格の10%と仮定した場合、関税3%分は法人税30%分の負担に等しい。
- 20%の関税を削減した場合、利益が大きく拡大する。

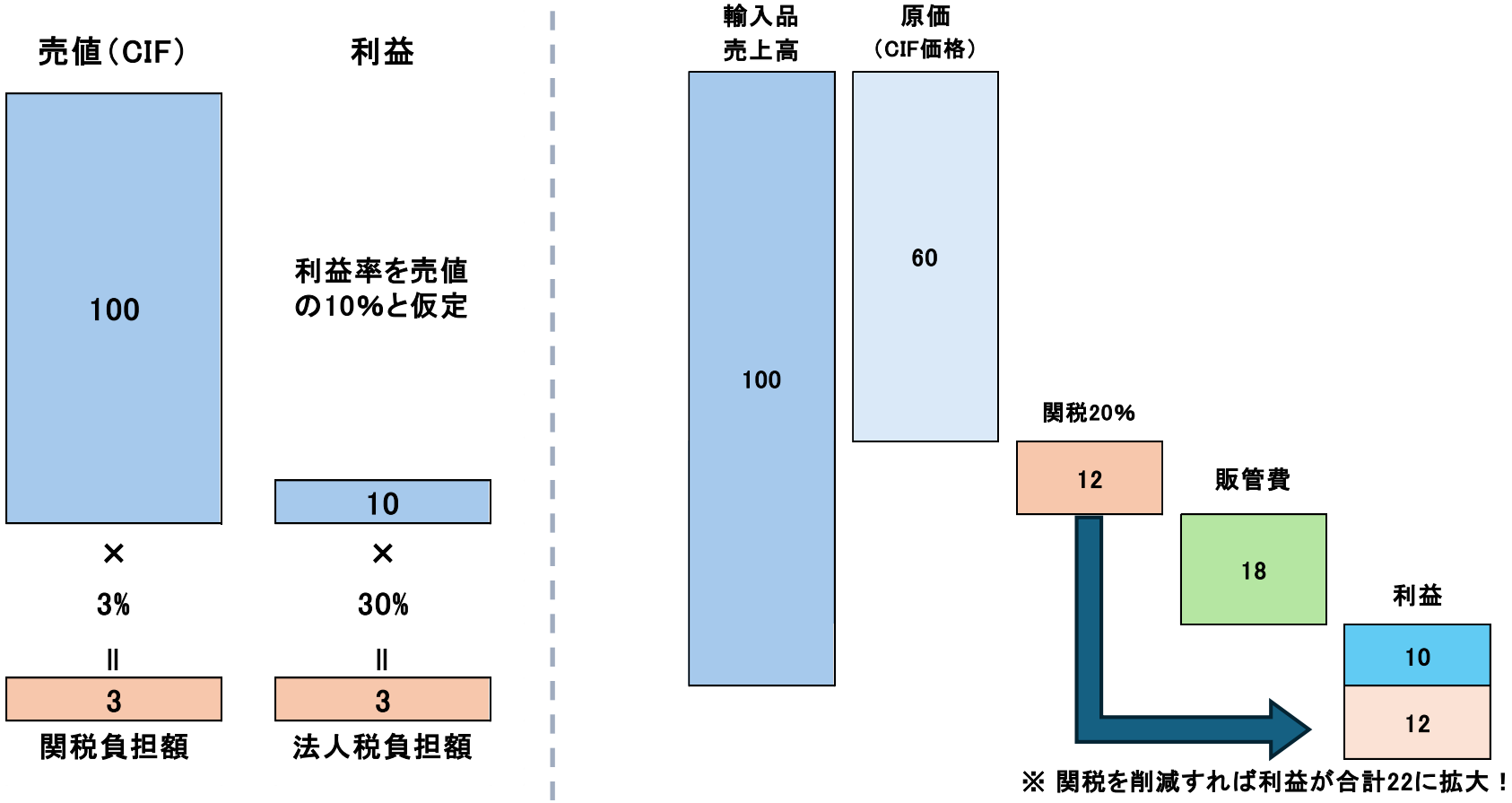

（出所）デロイト トーマツコンサルティング　羽生田慶介氏プレゼン資料（2016年12月）などから作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

5 FTAによる関税削減・撤廃

- 品目によっては**段階的に関税が削減・撤廃されるものもある**。
- 例えばマレーシアは、醤油に対して10%の関税を賦課。日馬EPA、日ASEAN、CPTPP（TPP11）では既に無税、RCEPでのみ2024年現在まだ10%の関税がかかり、2036年まで撤廃されない。**日マレーシア二国間EPAは最も早く発効**しているため（2006年）、既に無税化した品目が多い。

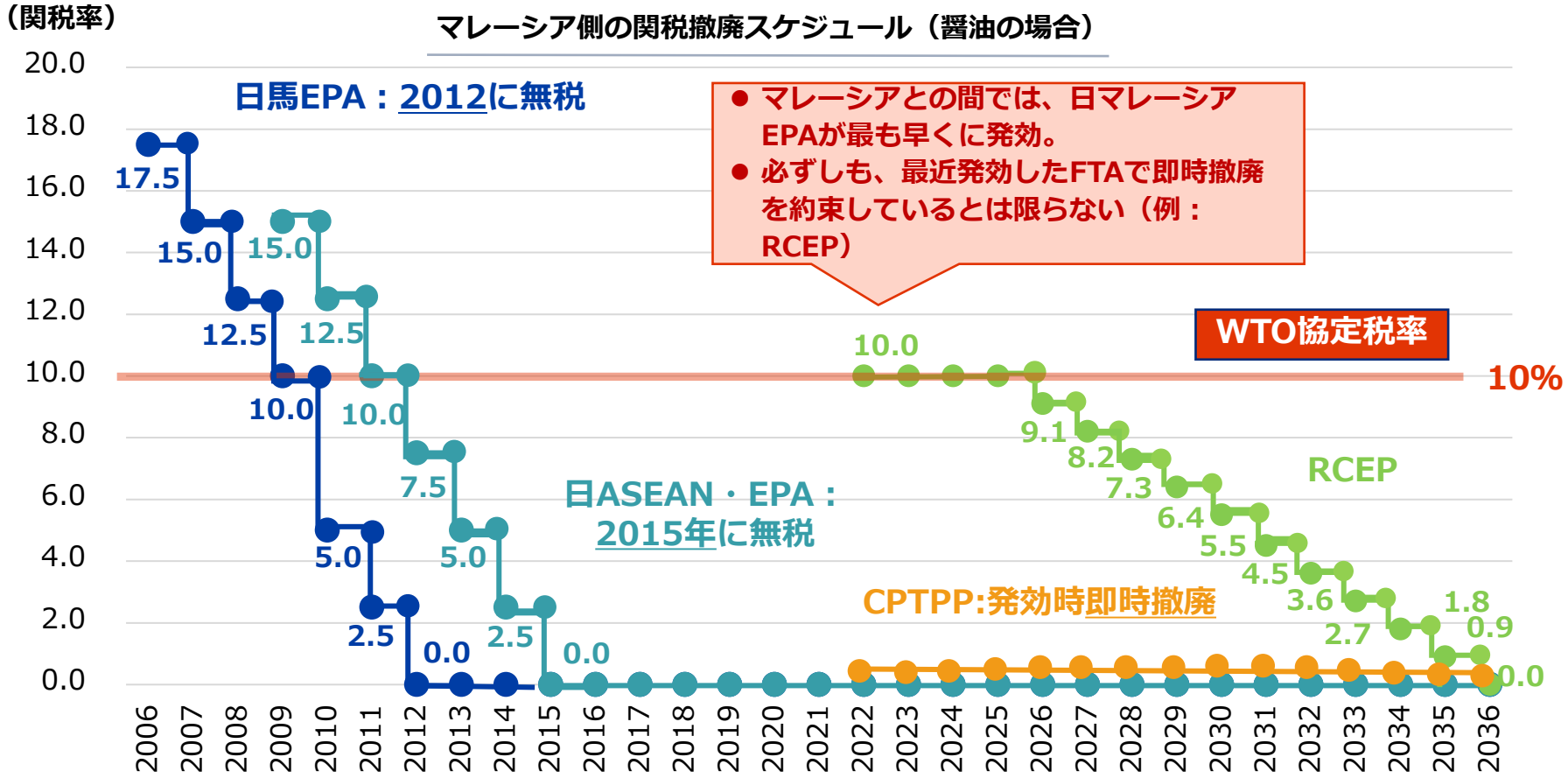

（注）HSコードは2103.10.00.00。　（出所）World Tariffから作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

6 具体的な関税削減メリット（EPA利用上位仕向け地11カ国・地域）

- 日本企業によるEPA/FTAの活用は、日本の輸出額が大きく、MFN関税が有税の品目が多い**自動車産業や鉄鋼業で先行**。
- **自動車産業や鉄鋼業以外**でも、日本の輸出上位品目においてEPAの関税メリットが複数の仕向け地で重複する品目がある。
- 具体的には、化学品、プラスチック、ゴム製品、繊維製品、金属加工品、一般機械・器具、精密機器などに恩恵がある。

日本の輸出額上位品目のうち関税メリットが複数の輸出先で重複する日本産品（自動車産業と鉄鋼業、鉱物資源を除く）

HS	品名	輸出先						
290321	塩化ビニル（クロロエチレン）	インド	インドネシア					
381590	反応開始剤、反応促進剤及び校正触媒－その他	タイ	インドネシア					
382499	化学品及び調製品－その他	中国	ベトナム					
390690	アクリル重合体－その他	インド	EU					
391990	接着性のプラスチックの板・フィルム・フォイル等－その他	中国	ベトナム	フィリピン	マレーシア			
392062	ポリ（エチレンテレフタレート）製のプラスチックの板・フィルム等	中国	韓国					
392190	被覆などをしたプラスチックの板・フィルム・フォイル等－その他	ベトナム	韓国					
392310	プラスチック製の箱、ケース、クレート等	ベトナム	フィリピン					
392690	その他のプラスチック製品－その他	中国	ベトナム	タイ	インドネシア	フィリピン	マレーシア	メキシコ
401180	ゴム製のタイヤ（建設用、工業用または産業用の車両）	インド	インドネシア					
401699	その他の加硫したゴムの製品	ベトナム	タイ					
550210	アセテートのトウ	インドネシア	フィリピン					
702000	その他のガラス製品	ベトナム	マレーシア					
731815	その他のねじ及びボルト	タイ	メキシコ					
732690	その他の鉄鋼製品	タイ	フィリピン	メキシコ				
842952	メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー（上部360°回転）	タイ	インドネシア	マレーシア				
844399	印刷用機器の部品－その他	中国	フィリピン					
845710	マシニングセンター	インド	米国	EU				
845811	NC横旋盤	米国	EU					
847989	その他の固有機能を有する機器	インド	フィリピン	EU				
848180	その他のコック、バルブ類	中国	インドネシア					
848210	ボールベアリング	インドネシア	EU					
850131	直流モーター（出力750ワット以下）	EU	メキシコ					
850440	スタティックコンバーター	タイ	インド					
853690	電気回路用機器－その他	中国	ベトナム	タイ	インドネシア			
853710	電気制御用又は配電用の盤（1,000ボルト以下）	中国	韓国	EU	メキシコ			
853890	電気回路機器の部品	中国	ベトナム	韓国	フィリピン			
854370	その他固有の機能を有する電気機器	タイ	韓国					
901890	その他の医療・獣医用機器	中国	インド					
903180	測定用・検査用の機器－その他	中国	インド					
903289	自動調整機器－その他	中国	タイ	インドネシア				

（出所）Global Trade Atlas（S&P Global）、World Tariff（FEDEX）などから作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

7 具体的な関税削減メリット（中国）

- 中国との間では、2022年に発効したRCEPが適用可能。
- **自動車産業や鉄鋼以外**では、電気機器、化学品、一般機械・器具、医療機器、プラスチック製品などにメリットがある。ただし、RCEPは発効して間もないため、段階的な関税削減スケジュールが定められているものについては、現時点で関税が0%まで削減された品目は少ない。

中国における日本が締結したEPAの関税メリット（自動車産業、鉄鋼、資源を除く主要なもの）

（単位：100万ドル，％）

HS 6桁	品名	輸入額	関税メリット		メリットがあるHS細分
		2023年	MFN	RCEP	（6桁のうち一部のみが対象の場合）
853690	電気回路用機器－その他	1,914.6	5.0	3.6	
382499	化学品及び調製品－その他	1,714.9	6.5	5.3	
844399	印刷用機器の部品－その他	1,450.7	6.0	4.4	8443.99.29/21
903180	測定用・検査用の機器－その他	1,194.4	5.0	4.1	9031.80.90
903289	自動調整機器－その他	1,052.6	7.0	5.7	9032.89.90
391990	接着性のプラスチックの板・フィルム・フォイル等－その他	861.8	6.5	5.3	
392099	その他のプラスチックの板・フィルム・フォイル等－その他	846.3	6.5	5.3	
901890	その他の医療・獣医用機器	788.9	4.0	2.9	9018.90.99
840890	ディーゼルエンジン－その他	759.6	8,5	6.8,4.1	
392062	ポリ（エチレンテレフタレート）製のプラスチックの板・フィルム等	749.6	6.5	5.3	
853890	電気回路機器の部品	696.1	7.0	5.1	
848180	その他のコック、バルブ類	616.6	1～7	4.1～5.7	
844400	人造繊維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機、切断機	616.2	8.0	7.3	8444.00.20/30/50
392690	その他のプラスチック製品－その他	538.4	10.0	8.1	
853710	電気制御用又は配電用の盤（1,000ボルト以下）	520.7	8.0	6.8	8537.19.90.2/22/30/40/90
848120	油圧伝動装置用または空気圧伝動装置用のバルブ	482.0	5.0	4.1	8481.20.20.90/8481.20.10.90

（出所）Global Trade Atlas（S&P Global）、World Tariff（FEDEX）などから作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

8 具体的な関税削減メリット（ベトナム）

- ベトナムとの間では、二国間、日ASEAN（AJCEP）、TPP11（CPTPP）、RCEPの4つの協定が適用可能。
- **自動車産業や鉄鋼以外**では、電気機器、プラスチック製品、鉄鋼製品、繊維製品、ガラス製品、化学品などにメリットがある。
- 複数ある協定の中では、**CPTPP（TPP11）がより多くの品目をカバーし、メリットが大きい。**

ベトナムにおける日本が締結したEPAの関税メリット（自動車産業、鉄鋼、資源を除く主要なもの）

（単位：100万ドル，％）

HS 6桁	品名	輸入額	関税メリット					メリットがあるHS細分
		2023年	MFN	二国間	日ASEAN	TPP11	RCEP	（6桁のうち一部のみが対象の場合）
853690	電気回路用機器－その他	470.7	25.0	一部撤廃	一部撤廃	0.0	14.5	8536.90.99
392690	その他のプラスチック製品－その他	263.3	12.0	0.0	0.0	0.0	8.4	3926.90.99
732690	その他の鉄鋼製品	224.6	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7326.90.99
853890	電気回路機器の部品	206.4	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8538.90.19/11
392310	プラスチック製の箱、ケース、クレート等	189.5	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3923.10.90
392630	プラスチック製の家具用または車体用の取付具等	128.9	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	
540761	ポリエステルの長繊維の重量が85％以上の織物	109.1	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
702000	その他のガラス製品	106.8	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7020.00.90
350699	調製膠着剤ーその他	105.7	14.0	0.0	5.0	0.0	10.2	
391990	接着性のプラスチックの板・フィルム・フォイル等－その他	104.5	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
382499	化学品及び調製品－その他	99.3	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3824.99.70
392190	被覆などをしたプラスチックの板・フィルム・フォイル等－その他	95.4	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
292910	イソシアナート	69.6	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2929.10.90
853710	電気制御用又は配電用の盤（1,000ボルト以下）	69.5	15.0	30.0	30.0	0.0	10.9	8537.10.99
481013	ロール状の紙及び板紙	68.1	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
540742	浸染したナイロンなどの織物	67.5	12.0	12.0	12.0	0.0	12.0	
600632	浸染した合成繊維製編み物	66.5	12.0	0.0	0.0	0.0	9.8	
590390	その他のプラスチックを染み込ませ、塗布、被覆、積層した織物	64.9	12.0	0.0	0.0	0.0	8.7	
350610	膠着剤または接着剤	62.5	14.0	0.0	0.0	0.0	8.7	
401699	その他の加硫したゴムの製品	61.5	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4016.99.99
590320	ポリウレタンを染み込ませ、塗布、被覆、積層した織物	60.7	12.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

（出所）Global Trade Atlas（S&P Global）、World Tariff（FEDEX）などから作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

9 具体的な関税削減メリット（タイ）

- タイとの間では、二国間、日ASEAN（AJCEP）、RCEPの3つの協定が適用可能。
- **自動車産業や鉄鋼以外**では、化学品、一般機械・器具、鉄鋼製品、精密機器、電気機器、プラスチック製品、建設機械、ゴム製品などにメリットがある。
- **RCEPでは**現時点で関税が完全に撤廃されていない品目も多いが、**二国間やAJCEPの対象外品目をカバーしているものもある。**

タイにおける日本が締結したEPAの関税メリット（自動車産業、鉄鋼、資源を除く主要なもの）

（単位：100万ドル，％）

HS 6桁	品名	輸入額	関税メリット				メリットがあるHS細分
		2023年	MFN	AJCEP	JTEPA	RCEP	（6桁のうち一部のみが対象の場合）
381590	反応開始剤、反応促進剤及び校正触媒ーその他	626.7	5.0	0.0	0.0	0.0	
840999	その他のエンジン部品	566.7	10.0	10.0	15.0	7.0	8409.99.49.090/45.000
732690	その他の鉄鋼製品	552.3	10.0	0.0	0.0	7.0	7326.90.99.090
903289	自動調整機器－その他	539.1	10.0	0.0	0.0	0.0	9032.89.39.090
853690	電気回路用機器－その他	372.7	2.5	0.0	0.0	0.0	8536.90.99.000
854370	その他固有の機能を有する電気機器	345.8	10.0	0.0	0.0	0.0	8543.70.90.090
392690	その他のプラスチック製品－その他	311.3	10.0	0.0	0.0	7.0	3926.90.99.090
841480	気体ポンプ、真空ポンプ、コンプレッサ、ファン等ーその他	303.2	10.0	0.0	0.0	7.0	8414.80.49.090/42.000
851190	内燃機関の点火または始動に使用する電気機器・発電機等の部品	211.9	10.0	0.0	0.0	0.0	8511.90.90.000
731815	その他のねじ及びボルト	175.5	10.0	0.0	0.0	8.5	7318.15.90.000/10.000
842952	メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー（上部360°回転）	162.0	5.0	0.0	0.0	0.0	8429.52.00.000
900190	その他の光学用品	114.9	5.0	0.0	0.0	0.0	9001.90.90.000
401699	その他の加硫したゴムの製品	114.2	10.0	0.0	0.0	0.0	4016.99.99.090
850440	スタティックコンバーター	114.0	10.0	0.0	0.0	10.0	8504.40.40.000/30.000

（出所）Global Trade Atlas（S&P Global）、World Tariff（FEDEX）などから作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

10 具体的な関税削減メリット（インド）

- インドとの間では、二国間EPAが適用可能。多くの品目で関税が0%まで下がっている。
- **自動車産業や鉄鋼以外**では、プラスチック、船舶、工作機械、一般機械・器具、金属製品、精密機器、電気機器、ゴムなどにメリットがある。

インドにおける日本が締結したEPAの関税メリット（自動車産業、鉄鋼、資源を除く主要なもの）

（単位：100万ドル，%）

HS 6桁	品名	輸入額	関税メリット		メリットがあるHS細分
		2023年	MFN	IN-JPCEPA	（6桁のうち一部のみが対象の場合）
390410	ポリ（塩化ビニル）（ほかの物質と混合していない）	435.0	10.0	0.0	3904.10.20
890800	解体用の船舶その他の浮き構造物	204.8	2.5	0.0	
845710	マシニングセンター	188.3	7.5	0.0	
847989	その他の固有機能を有する機器	188.3	7.5	0.0	8479.89.99
844630	織機（織幅30メートル超）	186.8	7.5	0.0	8446.30.90
740811	銅線（精製銅、横断面が最大6ミリメートル）	171.2	5.0	0.0	7408.11.90
854239	その他集積回路	128.3	7.5	0.0	
903180	測定用・検査用の機器－その他	122.4	15.0	0.0	
853710	電気制御用又は配電用の盤（1,000ボルト以下）	109.6	15.0	0.0	
290321	塩化ビニル（クロロエチレン）	98.3	2.5	0.0	
390690	アクリル重合体ーその他	97.4	7.5	0.0	3906.90.90
844540	糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及びかせ機	93.9	7.5	0.0	8445.40.10
903289	自動調整機器－その他	87.4	15.0	0.0	9032.89.90/10
841112	ターボジェット（推力25キロニュートン超）	86.3	7.5	0.0	
842199	遠心分離機、ろ過機、洗浄機の部分品	83.9	10.0	0.0	
401180	ゴム製のタイヤ（建設用、工業用または産業用の車両）	81.9	10.0	0.0	
730210	レール	80.2	15.0	0.0	7302.10.11
400249	その他合成ゴム等	72.5	10.0	0.0	
844520	精紡機	72.2	7.5	0.0	8445.20.19/90
901890	その他の医療・獣医用機器	69.7	7.5	0.0	9018.90.44/31
850790	蓄電池等の部品	68.4	10.0	0.0	
903190	測定器、検査機、及び輪郭投影機の部分品及び付属品	64.1	15.0	0.0	
847710	射出成形機（ゴム又はプラスチック用）	63.9	7.5	0.0	

（出所）Global Trade Atlas（S&P Global）、World Tariff（FEDEX）などから作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

11 具体的な関税削減メリット（韓国）

- 韓国との間では、2022年に発効したRCEPが適用可能。
- **自動車産業や鉄鋼以外**では、化学品、ゴルフクラブ、プラスチック製品、電気機器、ガラスなどにメリットがある。ただし、RCEPは発効して間もないため、段階的な関税削減スケジュールが定められているものについては、現時点で関税が0%まで削減された品目は少ない。

韓国における日本が締結したEPAの関税メリット（自動車産業、鉄鋼、資源を除く主要なもの）

（単位：100万ドル，％）

HS 6桁	品名	輸入額	関税メリット		メリットがあるHS細分
		2023年	MFN	RCEP	（6桁のうち一部のみが対象の場合）
381800	電子工業用にドープ処理した元素および化合物	735.4	6.5	0.0	3818.00.10.00
270730	キシロール（キシレン）	324.8	3.0	2.1	
290230	トルエン	294.0	3.0	2.6	
950631	ゴルフクラブ（完成品）	293.7	8.0	6.4	
392062	ポリ（エチレンテレフタレート）製のプラスチックの板・フィルム等	275.7	6.5	4.6	
853710	電気制御用又は配電用の盤（1,000ボルト以下）	264.7	8.0	6.4	8537.10.50.10/90
854370	その他固有の機能を有する電気機器	242.6	8.0	5.6	8543.70.90.90
853890	電気回路機器の部品	240.0	8.0	6.4	8538.90.50.00
392073	板、シート、フィルム、はく及びストラップ（酢酸セルロース製）	226.3	6.5	4.6	
392119	その他プラスチック製の板、シート、フィルム等	222.8	6.5	4.6	3921.19.90.90/30.90
711021	パラジウム（加工していないもの、粉状のもの）	207.7	3.0	2.1	
320890	その他ペイント及びワニス	197.0	6.5	4.6	3208.90.90.20
392190	被覆などをしたプラスチックの板・フィルム・フォイル等－その他	189.2	6.5	4.6	3921.90.90.90
300490	その他の医薬品（投与量に小分けしたもの、もしくはOTC）	180.3	8.0	5.6	3004.90.99.00
700600	ガラス（加工品、他の材料を取り付けていないもの）	174.9	3.0	2.1	7006.00.20.00

（出所）Global Trade Atlas（S&P Global）、World Tariff（FEDEX）などから作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

12 具体的な関税削減メリット（インドネシア）

- インドネシアとの間では、二国間、日ASEAN（AJCEP）、RCEPの3つの協定が適用可能。
- **自動車産業や鉄鋼以外**では、金属製品、タイヤ、建設機械、一般機械・器具、化学品、電気機器、精密機器、繊維、化学品、プラスチック製品などにメリットがある。
- **RCEPでは**現時点で関税が完全に撤廃されていない品目も多いが、**二国間やAJCEPの対象外品目をカバーしているものもある**。

インドネシアにおける日本が締結したEPAの関税メリット（自動車産業、鉄鋼、資源を除く主要なもの）

（単位：100万ドル，％）

HS 6桁	品名	輸入額	関税メリット				メリットがあるHS細分
		2023年	MFN	AJCEP	JIEPA	RCEP	（6桁のうち一部のみが対象の場合）
740311	陰極銅及びその接断片	330.5	5.0	5.0	5.0	3.0	
401180	ゴム製のタイヤ（建設用、工業用または産業用の車両）	313.8	15.0	0.0	0.0	11.0	4011.80.40
842952	メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー（上部360°回転）	294.7	10.0	0.0	0.0	7.0	
843149	建設機械の部分品－その他	254.1	5.0	0.0	0.0	0.0	8431.49.90
381590	反応開始剤、反応促進剤及び校正触媒－その他	161.7	5.0	0.0	0.0	3.0	
844391	印刷機の部分品及び附属品	131.8	5.0	0.0	0.0	0.0	
853690	電気回路用機器－その他	110.8	5.0	0.0	0.0	3.0	8536.90.19
842911	ブルドーザー、アングルドーザー等（無限軌道式のもの）	100.8	10.0	0.0	0.0	7.0	
903289	自動調整機器－その他	93.1	5.0	0.0	0.0	0.0	9032.89.90/39
550210	アセテートのトウ	91.5	5.0	0.0	0.0	0.0	
281512	ナトリウム又はカリウムの過酸化物（水溶性のもの（ソーダ液））	83.3	15.0	0.0	0.0	7.3	
284310	コロイド上貴金属	79.3	5.0	0.0	0.0	3.0	
848180	その他のコック、バルブ類	79.0	5.0	0.0	0.0	0.0	8481.80.99
848310	伝動軸（カムシャフト及びクランクシャフトを含む。）及びクランク	78.5	5.0	0.0	0.0	3.0	8483.10.25/90
392690	その他のプラスチック製品－その他	75.4	20.0	0.0	0.0	11.0	3926.90.99/59
848210	ボールベアリング	68.6	5.0	0.0	0.0	0.0	
290321	塩化ビニル（クロロエチレン）	63.9	5.0	0.0	0.0	3.0	
842920	地ならし機	63.8	10.0	0.0	0.0	7.0	

（出所）Global Trade Atlas（S&P Global）、World Tariff（FEDEX）などから作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

13 具体的な関税削減メリット（米国、メキシコ）

- 米国との間では、2020年に発効した日米貿易協定（TAG）が適用可能。工作機械、エアコンの部品などに関税メリット。
- メキシコとの間では、二国間、CPTPP（TPP11）が適用可能。**自動車産業や鉄鋼以外**では、モーター、プラスチック製品、電気機器、鉄鋼製品などにメリットがある。

米国における日本が締結したEPAの関税メリット（自動車産業、鉄鋼、資源を除く主要なもの）

（単位：100万ドル，％）

HS 6桁	品名	輸入額	関税メリット		メリットがあるHS細分
		2023年	MFN	TAG	（6桁のうち一部のみが対象の場合）
845710	マシニングセンター	647.1	4.2	0.0	
845811	NC横旋盤	486.5	4.4	0.0	
841590	エアコンの部分品	464.7	1.4	0.0	8415.90.80.25, 8415.90.80.65, 8415.90.80.85

（出所）Global Trade Atlas（S&P Global）、World Tariff（FEDEX）などから作成

メキシコにおける日本が締結したEPAの関税メリット（自動車産業、鉄鋼、資源を除く主要なもの）

（単位:100万ドル，％）

HS 6桁	品名	輸入額	関税メリット			メリットがあるHS細分
		2023年	MFN	二国間	TPP11	（6桁のうち一部のみが対象の場合）
850131	直流モーター（出力750ワット以下）	257.3	15.0	0.0	4.5	8501.31.05
392690	その他のプラスチック製品－その他	255.9	15.0	0.0	4.5	3926.90.14
853710	電気制御用又は配電用の盤・パネル等（電圧1,000ボルト以下）	136.4	5.0	0.0	0.0	8537.10.04
851521	金属用抵抗溶接機器（自動・半自動）	119.6	10.0	0.0	3.0	8515.21.99
732690	その他の鉄鋼製品	110.8	35.0	0.0	0.0	7326.90.99
731815	その他のねじ及びボルト	106.6	35.0	0.0	0.0	7318.15.99

（出所）Global Trade Atlas（S&P Global）、World Tariff（FEDEX）などから作成

（出所）Global Trade Atlas（S&P Global）、World Tariff（FEDEX）などから作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

14 具体的な関税削減メリット（EU）

- EUとの間では、2019年に発効した日EU・EPAが適用可能。
- **自動車産業や鉄鋼以外**では、化学品、一般機械・機器、オートバイ、バッテリー、電気機器、工作機械、レンズ、タイヤ、金属製品、モーター、プラスチックなどにメリットがある。

EUにおける日本が締結したEPAの関税メリット（自動車産業、鉄鋼、資源を除く主要なもの）

（単位:100万ドル，%）

HS 6桁	品名	輸入額 2023年	関税メリット MFN	関税メリット 日EU	メリットがあるHS細分（6桁のうち一部のみが対象の場合）
293499	その他の核酸及びその塩、その他の複素環式化合物ーその他	881.6	6.5	0.0	2934.99.90.21/67/90
284190	その他のオキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩	774.5	5.5	0.0	2841.90.85.30/90
840890	その他のディーゼルエンジン	666.4	4.2	0.0	8408.90.43.90/47.99/45.90
871140	オートバイ（500cc超800cc以下）	586.0	6.0	0.0	
850760	リチウムイオンバッテリー	549.4	1.3, 2.7	0.0	
853710	電気制御用又は配電用の盤・パネル等（電圧1,000ボルト以下）	511.8	2.1	0.0	8537.10.91.73/91.99/98.10/98.99
845811	NC横旋盤	501.7	2.7	0.0	
841430	コンプレッサ	489.4	2.2	0.0	8414.30.89.90/81.89
871150	オートバイ（800cc超）	484.9	6.0	0.0	
851110	点火プラグ	394.8	3.2	0.0	8511.10.00.90⊠
900211	写真機、映写機などのレンズ	373.2	6.7	0.0	9002.11.00.90
845710	マシニングセンター	368.2	2.7	0.0	
847989	その他の固有機能を有する機器	353.3	1.7	0.0	8479.89.97.90
850300	モーター専用部品	325.9	2.7	0.0	8503.00.99.99
321590	その他のインク	307.8	6.5	1.6	3215.90.70.90
401110	乗用車用新品タイヤ	283.2	4.5	0.0	
840721	船外機	278.5	4.2	0.0	8407.21.99.00/91.00
841490	気体ポンプ、真空ポンプ、ファン、コンプレッサ等の部品	271.4	2.2	0.0	8414.90.00.80/90
850590	その他の磁石類（部品含む）	249.2	1.8	0.0	8505.90.90.90/29.99
848210	ボールベアリング	235.4	8.0	2.0	8482.10.90.90/10.90
871410	オートバイの部品	233.8	3.7	0.0	8714.10.90.90/10.10/10.50/10.20/10.30
850131	直流モーター（出力750ワット以下）	233.0	2.7	0.0	8501.31.00.20, /80/99
390690	アクリル重合体ーその他	231.1	6.5	0.0	3906.90.90.17/90

（出所）Global Trade Atlas（S&P Global）、World Tariff（FEDEX）などから作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

15 具体的な関税削減メリット（フィリピン）

- フィリピンとの間では、二国間、日ASEAN（AJCEP）、RCEPの3つの協定が適用可能。
- **自動車産業や鉄鋼以外**では、プラスチック製品、一般機械・器具、電気機器、木材、繊維、鉄鋼製品、陶器、金属製品などにメリットがある。
- 発効が2022年と直近のRCEPでは、現時点で関税が完全に撤廃されていない品目が多い。

フィリピンにおける日本が締結したEPAの関税メリット（自動車産業、鉄鋼、資源を除く主要なもの）

（単位：100万ドル，％）

HS 6桁	品名	輸入額	関税メリット				メリットがあるHS細分
		2023年	MFN	二国間	日ASEAN	RCEP	（6桁のうち一部のみが対象の場合）
392690	その他のプラスチック製品－その他	111.8	15.0	0.0	0.0	10.0	
847990	固有機能を有する機器の部品	101.1	1.0	0.0	0.0	0.0	8479.90.5/90
844399	印刷機の部品ーその他	92.3	15.0	0.0	0.0	10.0	3926.90.99/59
853890	電気回路機器の部品	89.4	1.0	0.0	0.0	0.0	8538.90.19
441239	合板、その他の積層木材ーその他	79.5	15.0	0.0	0.0	0.0	
853590	電気回路用機器－その他	76.3	1.0/3.0	0.0	0.0	0.0	8535.90.10/90
550210	アセテートのトウ	61.6	1.0	0.0	0.0	0.0	
854460	その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルト超）	58.2	10.0	0.0	0.0	0.0	
732690	その他の鉄鋼製品	54.7	15.0	0.0	0.0	15.0	7326.90.99
691490	その他の陶磁製品（磁器製以外）	47.6	10.0	0.0	0.0	0.0	
392310	プラスチック製の箱、ケース、クレート等	47.1	15.0	0.0	0.0	15.0	3923.10.90
854720	プラスチック製の電気絶縁用物品	47.1	10.0	0.0	0.0	0.0	
847989	その他の固有機能を有する機器	46.0	1.0	0.0	0.0	0.0	8479.89.50/61/69/70
740819	その他の銅線（非合金）	45.1	5.0	0.0	0.0	0.0	
741011	その他の銅のはく（フォイル）	43.4	1.0	0.0	0.0	0.0	
854449	その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルト以下）	42.5	10.0	0.0	0.0	0.0	8544.49.49
854442	その他の電気導体（コネクタ付、仕様電圧1,000ボルト以下）	41.8	7.0	0.0	0.0	6.0	8544.42.97/99/94
391990	接着性のプラスチックの板・フィルム・フォイル等－その他	37.1	15.0	0.0	0.0	10.0	
842410	消火器	36.5	7.0	0.0	0.0	0.0	
841199	その他のガスタービン部品	34.3	3.0	0.0	0.0	0.0	

（出所）Global Trade Atlas（S&P Global）、World Tariff（FEDEX）などから作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

16 具体的な関税削減メリット（マレーシア）

- マレーシアとの間では、二国間、日ASEAN（AJCEP）、CPTPP（TPP11）、RCEPの4つの協定が適用可能。
- **自動車産業や鉄鋼以外**では、貴金属類、一般機械・機器、プラスチック製品、ガラス製品、建設機械などにメリットがある。
- 複数ある協定の中では、発効が古い**二国間EPAではほぼ全ての関税が0%**になっている。
- RCEPは発効して間もないため、段階的な関税削減スケジュールが定められているものについては、現時点で関税が0%まで削減された品目は少ない。

マレーシアにおける日本が締結したEPAの関税メリット（自動車産業、鉄鋼、資源を除く主要なもの）

（単位：100万ドル，％）

HS 6桁	品名	輸入額	関税メリット					メリットがあるHS細分
		2023年	MFN	二国間	日ASEAN	TPP11	RCEP	（6桁のうち一部のみが対象の場合）
711590	その他の貴金属製品	323.7	10.0	0.0	0.0	0.0	7.0	
842619	その他の天井クレーン、クレーン類	69.3	5.0	0.0	5.0	0.0	5.0	8426.19.90
392690	その他のプラスチック製品－その他	62.3	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	3926.90.99/39
702000	その他のガラス製品	56.6	30.0	0.0	0.0	10.9	30.0	7020.00.90
842952	メカニカルショベル、エキスカベーター、ショベルローダー（上部360°回転）	56.0	5.0	0.0	0.0	0.0	5.0	
842132	内燃機関の吸気用のろ過機	54.7	5.0	0.0	0.0	0.0	5.0	
391990	接着性のプラスチックの板・フィルム・フォイル等－その他	54.4	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3919.90.99
842720	その他の自走式フォークリフト・作業トラック	50.9	5.0	0.0	5.0	0.0	5.0	

（出所）Global Trade Atlas（S&P Global）、World Tariff（FEDEX）などから作成

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

本日の講演内容

I.　日本が締結するEPA／FTAと関税削減メリット 5

II.　FTA・特恵貿易協定活用に向けた実務 21

1.　HSコードの特定 21

2.　特恵関税率の把握 25

3.　原産地規則の理解 34

4.　原産地証明書の作成・発給 58

5.　原産性の確認（検認）に備えた根拠資料 62

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

1-1 FTA・特恵貿易協定利用の流れ

輸出する品物のHSコードを特定する

▼

関税率を調べる

▼

原産地規則を満たしているか
確認する

▼

原産地証明書を準備する

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

1-2 HSコードの特定

HSコードとは

1. HSコードとは、「商品の名称及び分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description and Coding System）に関する国際条約」に基づいて定められた、輸出入の際に商品を分類するコード番号のこと。これに基づき関税率、原産地規則を調べることができるほか、貿易統計に利用される。HSコードの構成は、下記のとおり。
   - ① 「類（上2桁）」　（例）第87類
   - ② 「項（上4桁）」　（例）第8708項
   - ③ 「号（上6桁）」　（例）第8708.70号
   - ④ **「統計細分（下3桁）」　（例）.000**
2. 下図のとおり、HSコードは桁数が増えるにつれて、細かな品目が特定されます。**「号（上6桁）」までは世界共通だが、それ以下は各国別に定められている。**例えば、日本は統計細分の3桁を加えた9桁のHSコードを定めている。
3. 日本の9桁のHSコード、世界共通の6桁までのHSコードについては、税関のウェブサイト（6ページ参照）で確認できる。
4. HSコードは5年程度に一度、改正が行われる。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

1-3 HSコードの事前教示

FTA等に基づく事前教示制度

■ **事前教示制度（Advance Rulings）とは：**
締約国が自国の輸入者、他の締約国の輸出者もしくは生産者からの書面による要請に対して、書面による事前の教示を行う制度のこと。

■ **確認できる内容：**
事前教示制度を利用して、確認できる内容は協定により異なる。CPTPP（TPP11）の場合、以下のとおり。なお、①については、メキシコ政府は自国の制度として事前教示を行っており、協定で定めていなくても事前教示は可能。

①関税分類
②特定の事案のために用いられる関税評価基準の適用について
③原産性の判定（原産地規則及び原産地手続きの規定に基づく原産品であるかとうか）
④締約国が決定するその他の事項

■ **回答までの時間：**採用する手続によって異なるが、最長でも4ヵ月。

■ **有効期間：**最低3年間

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

本日の講演内容

I.　日本が締結するEPA／FTAと関税削減メリット 5

II.　FTA・特恵貿易協定活用に向けた実務 21

1.　HSコードの特定 21

2.　特恵関税率の把握 25

3.　原産地規則の理解 34

4.　原産地証明書の作成・発給 58

5.　原産性の確認（検認）に備えた根拠資料 62

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

2-1 関税率の調べ方

1. 通常適用される税率（MFN税率）を調べる

HSコードに基づき、輸出相手国で通常適用される税率（MFN税率）を調べる。

WTO加盟国への輸出に適用される税率

2. 二国間協定の税率を調べる

HSコードに基づき、二国間FTA等の税率を調べる。

3. 複数国間のFTA（AJCEP、RCEP、CPTPP等）を調べる

HSコードに基づき、複数国間のFTAや特恵貿易協定の税率を調べる。

4. 通常適用される税率（MFN税率）と特恵税率を比較する

MFN税率と特恵税率（複数ある場合）を比較し、最も有利な税率が適用されるFTA･特恵貿易協定の利用を検討する。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

2-2 通常適用される税率（MFN税率）の調べ方

①輸出相手国の関連当局のウェブサイトから調べる

②後述するRULES OF ORIGIN FACILITATORで調べる

https://findrulesoforigin.org/en/

③「World Tariff」のサービスを利用して調べる

https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/

【「World Tariff」 とは】

世界約175カ国の関税率を検索できるデータベース。提供元のFedEx Trade Networks社とJETROとの契約により、日本の居住者はどなたでも無料で利用できる。輸出先別、品目別に、MFN税率（WTO協定税率）やEPA税率等の特恵税率を調べることができる。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など）も調べることができる。

【注意】

実際に輸出をする際には、「World Tariff」で調べるだけでなく、輸入者等を通じ、輸出先国の税関にもご確認をお願いします。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

（参考）World Tariffの使い方①

- 日本国内居住者の方はどなたでも無料で利用できるが、事前にユーザー登録が必要。

①ユーザー登録・ログイン

以下のURLにアクセス
https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/

②ログイン後の検索画面

乗用車（HSコード：8703）を検索した場合

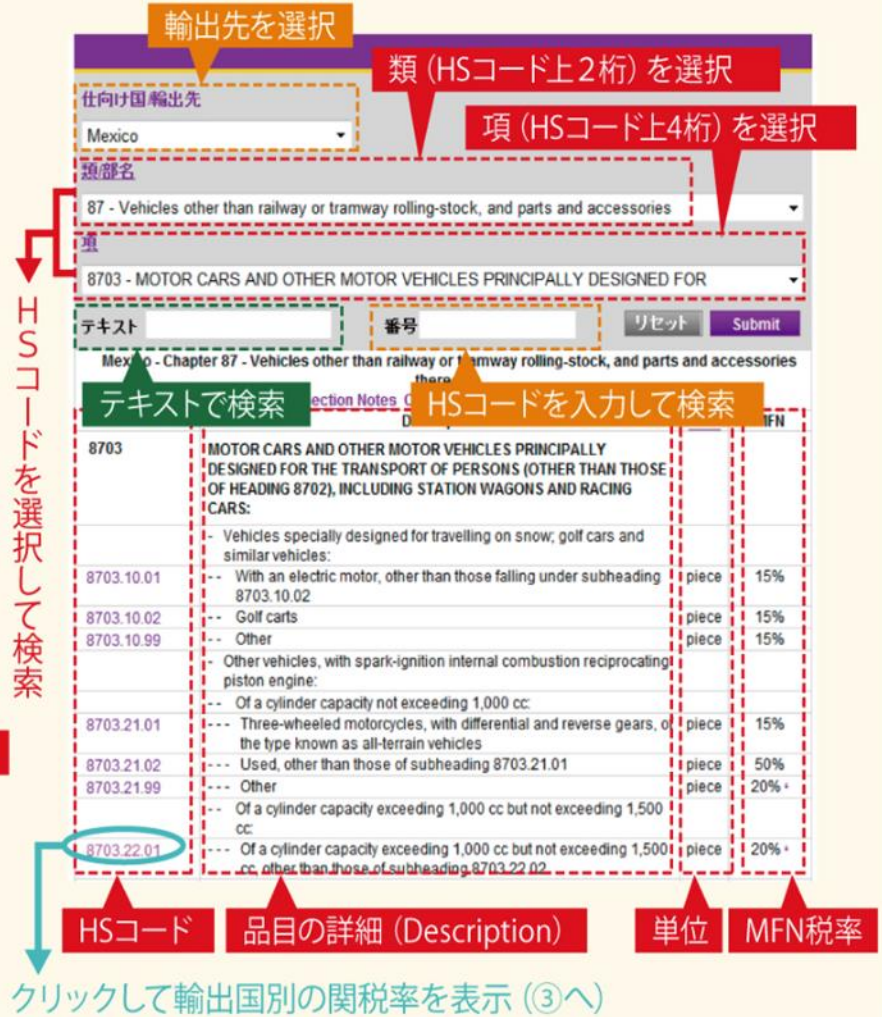

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

（参考）World Tariffの使い方②

③輸出国別の関税率表示画面

1000cc以上、1500cc以下の乗用車(HSコード：8703.22.01)を選択した場合

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Afghanistan	20%	MFN Applied
Jamaica	20%	MFN Applied
Japan	Free	Mexico-Japan Free Trade Agreement

日本から輸出する場合

注釈及び各年のEPA税率を表示

原産地規則を表示

Agreement Specific Rules of Origin

Commodity Description

8703 MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR THE TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THOSE OF HEADING 8702), INCLUDING STATION WAGONS AND RACING CARS:
- Other vehicles, with spark-ignition internal combustion reciprocating piston engine:

8703.22 - - Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc:

8703.22.01 - - - Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not exceeding 1,500 cc, other than those of subheading 8703.22.02

Mexico Rules of Origin

8703.21-8703.90 A change to subheading 8703.21 through 8703.90 from any other heading, provided there is a regional value content of not less than 65 percent.

Commodity Description

	MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES TRANSPORT OF PERSONS (OTHER THAN THO WAGONS AND RACING CARS: - Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but not - - Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but n
8703.22.01	- - - Of a cylinder capacity exceeding 1,000 cc but subheading 8702.22.02

With a quota certificate issued by the Secretary of the Economy - Free

Free - with quota certificate issued by the Secretary of the Economy.

JP-MX
B7

関税撤廃のカテゴリ

Base rate 30%

基準税率

2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
25.7%	21.4%	17.1%	12.9%	8.6%	4.3%	Free

JP-MX

Quota: Within a quota of 5% o vehicles classified under the sold in Mexico during the previous year - Free

各年のEPA税率

The quota shall be eliminated as of January-1, 2011.

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

2-3 FTA・特恵関税を把握するには

（1）譲許表から調べる

税関の専用ウェブサイト（「EPA相手国側譲許表」）から日本が締結するEPA等の相手国の譲許表を見ることができる。

https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/aitekoku.htm

（2）FedExのWorld Tariffを活用

日本居住者であれば、以下URLからユーザー登録（無料）可能。関税分類（HS）コード別にMFN（一般）関税率と特恵税率が検索可能。

https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/registration.html

（3）RULES OF ORIGIN FACILITATORで検索

国際貿易センター（ITC）、世界税関機構（WCO）、世界貿易機関（WTO）が共同で開発した関税率及び原産地規則検索サイト。輸出国と輸入国、貿易品目を入力することにより、関税率（MFN、特恵協定）と品目別原産地規則を知ることができる。

https://findrulesoforigin.org/en

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

2-4 譲許表の調べ方

- 譲許表（Tariff Schedule）において実施区分を調べる際には、一般的注釈（General Notes）を参照する必要がある。
- 注釈のHSコード、ベースレート及び実施区分の内容と定義は、協定によって異なる場合があるため、確認が必要。

日本マレーシアEPAのマレーシア側譲許表

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff item number	Description of goods	Base Rate	Category	Note
7220 12	- - Of a thickness of less than 4.75 mm:			
	Hoop and strip:			
7220 12 110	not exceeding 25 mm in width	10%	B5	13
7220 12 120	exceeding 25 mm but not exceeding 400 mm in width	10%	B4	13
7220 12 190	other		A	
7220 12 900	Other		A	
7220 20	- Not further worked than cold-rolled (cold-reduced):			
	Hoop and strip:			
7220 20 110	not exceeding 25 mm in width	10%	B5	13
7220 20 120	exceeding 25 mm but not exceeding 400 mm in width	10%	B5	13
7220 20 190	other		A	
7220 20 900	Other		A	
7220 90	- Other:			
	Hoop and strip:			
7220 90 110	not exceeding 25 mm in width	10%	B5	13
7220 90 120	exceeding 25 mm but not exceeding 400 mm in width	10%	B5	13
7220 90 190	other		A	
7220 90 900	Other		A	
7221 00 000	Bars and rods, hot-rolled, in irregularly wound coils, of stainless steel.	10%	B5	13

日本マレーシアEPAの一般的註釈

Annex 1 referred to in Chapter 2
Schedules in relation to Article 19

Part 1
General Notes

1. For the purposes of Article 19, the following categories indicated in Column 4 and applicable terms and conditions set out in the notes indicated in Column 5 in each Country's Schedule, in Section 2 of Part 2 and Section 2 of Part 3, shall be applied:

(a) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "A" shall be eliminated as from the date of entry into force of this Agreement;

(b) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B3" shall be eliminated in 4 equal annual installments from the Base Rate to free, as from the date of entry into force of this Agreement;

(c) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B4" shall be eliminated in 5 equal annual installments from the Base Rate to free, as from the date of entry into force of this Agreement;

(d) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B4*" shall be eliminated in equal annual installments from the Base Rate to free, as from the date of entry into force of this Agreement, in accordance with the following:

(i) The first and subsequent reductions shall take place in accordance with subparagraphs 5(a) and (b) of this Part; and

(ii) The final reduction shall take place on January 1, 2010;

(e) Customs duties on originating goods classified under the tariff lines indicated with "B5" shall be eliminated in 6 equal annual installments from the Base Rate to free, as from the date of entry into force of this Agreement;

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

2-5 Rule of Origen Facilitatorの使い方 ①

RULES OF ORIGIN FACILITATOR

Your gateway to trade agreements

EN FR ES

Home Agreements Help About Us ITC Tools

What are you exporting?

EXPORT FROM 輸出国を選択

Select country

IMPORT TO 輸入国を選択

Select country

PRODUCT NAME OR HS CODE 品名・HSコードを入力

Search product by code or name

What's my product code?

SEARCH

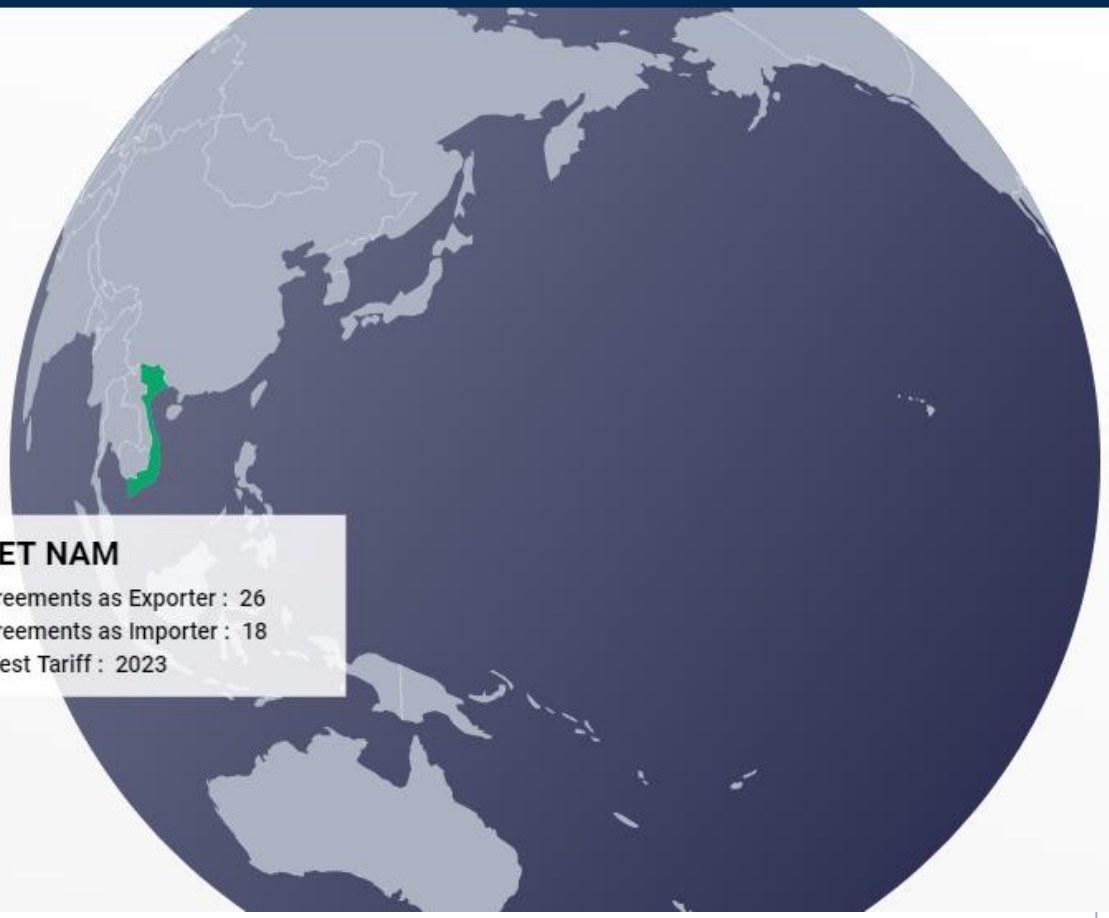

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

2-6 Rule of Origen Facilitatorの使い方 ②

RULES OF ORIGIN FACILITATOR
Your gateway to trade agreements

EN FR ES

Home | Agreements | Help | About Us | ITC Tools

EXPORT FROM: 1 selected

IMPORT TO: Brazil **輸入国**

PRODUCT NAME OR HS CODE: 87089510 - Partes e acessórios dos veículos automóveis das posiç **HS-品名（エアバッグ）**

Exporters: Mexico **輸出国**

Total 5 Agreements | FILTERS: In force | Roo Available | Non-preferential regime

IN FORCE | SIGNED | IN NEGOTIATION

協定名	協定名	協定名	協定名
AAPCE 53: Brazil-Mexico	AAPCE 55: MERCOSUR-Mexico	GSTP	Regional group, Aladi: A.REG 04
IMPORT DUTY	IMPORT DUTY	IMPORT DUTY	IMPORT DUTY
18% No preference MFN	18% MFN（MFN税率） / 0% Preferential（特恵税率）	18% No preference MFN	18% No preference MFN
DOES MY PRODUCT QUALIFY?	DOES MY PRODUCT QUALIFY?	DOES MY PRODUCT QUALIFY?	DOES MY PRODUCT QUALIFY?
Agreements	Agreements	Agreements	Agreements
IN FORCE: 02.05.2003	IN FORCE: 15.01.2003	IN FORCE: 25.03.1991	IN FORCE: 28.09.1988
TYPE: Partial scope agreement	TYPE: Partial scope agreement	TYPE: Partial scope agreement	TYPE: Partial scope agreement
SCOPE: Bilateral, Country-Country	SCOPE: Plurilateral, Country-Group	SCOPE: Plurilateral, Country-Country	SCOPE: Plurilateral, Country-Country
PARTIES: Brazil; Mexico	PARTIES: Argentina; Brazil; Mexico; Paraguay; Uruguay	PARTIES: Argentina; Brazil; Sri Lanka; Korea, Republic of; Romania; India; Egypt	PARTIES: Argentina; Bolivia (Plurinational State of); Brazil; Chile; Colombia; Cuba; Ecuador; Mexico; Panama;

以下の条件で検索

- 輸出国：メキシコ
- 輸入国：ブラジル
- 品名：エアバッグ
- HS: 8708.95.10

検索の結果、AAPCE（ACE）55号（メキシコ-メルコスール自動車協定）を用いるとMFN18%の関税が0%に下がることが分かる。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

本日の講演内容

I.　日本が締結するEPA／FTAと関税削減メリット 5

II.　FTA・特恵貿易協定活用に向けた実務 21

1.　HSコードの特定 21

2.　特恵関税率の把握 25

3.　原産地規則の理解 34

4.　原産地証明書の作成・発給 58

5.　原産性の確認（検認）に備えた根拠資料 62

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-1 FTA・EPAの原産地規則の理解

- 原産地規則には、どのような基準で原産品と見なすのかの大きな判定基準（Origin Criteria）のほか、工業製品などでどの程度の加工を行えば原産品となるかを定めた実質的変更基準の判断類型が定められている。
- 救済規定は、原則を満たさない場合でも、一定条件をクリアすることで原産品と判断することができるという特別ルールのこと。
- 積送基準は原産品の相手国への輸送条件に関する規則。

A)原産性判定基準と判定方法
　Origen Criteriaと実質的変更基準の類型

B)救済規定
　デミニマス、ロールアップ（中間材料）、完全累積など

C)積送基準

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-2 原産地規則とは

- 原産地規則とは、輸出入される貨物が特恵関税の適用と対象となる**「原産品（originating good）」**として認められるための要件。
- 域内で完全に生産された産品、あるいは域外から輸入した材料を使用して生産された産品については、品目ごとに定められた「付加価値」や「加工度」等に係る基準（品目別原産地規則（PSR）を満たした**「原産品」**が、特恵関税の対象となる。
- 原産地規則には、域外で生産された産品が、不当に特恵税率の恩恵を受けることを防ぐ意味合いもある**（迂回防止）**。

TPPの場合

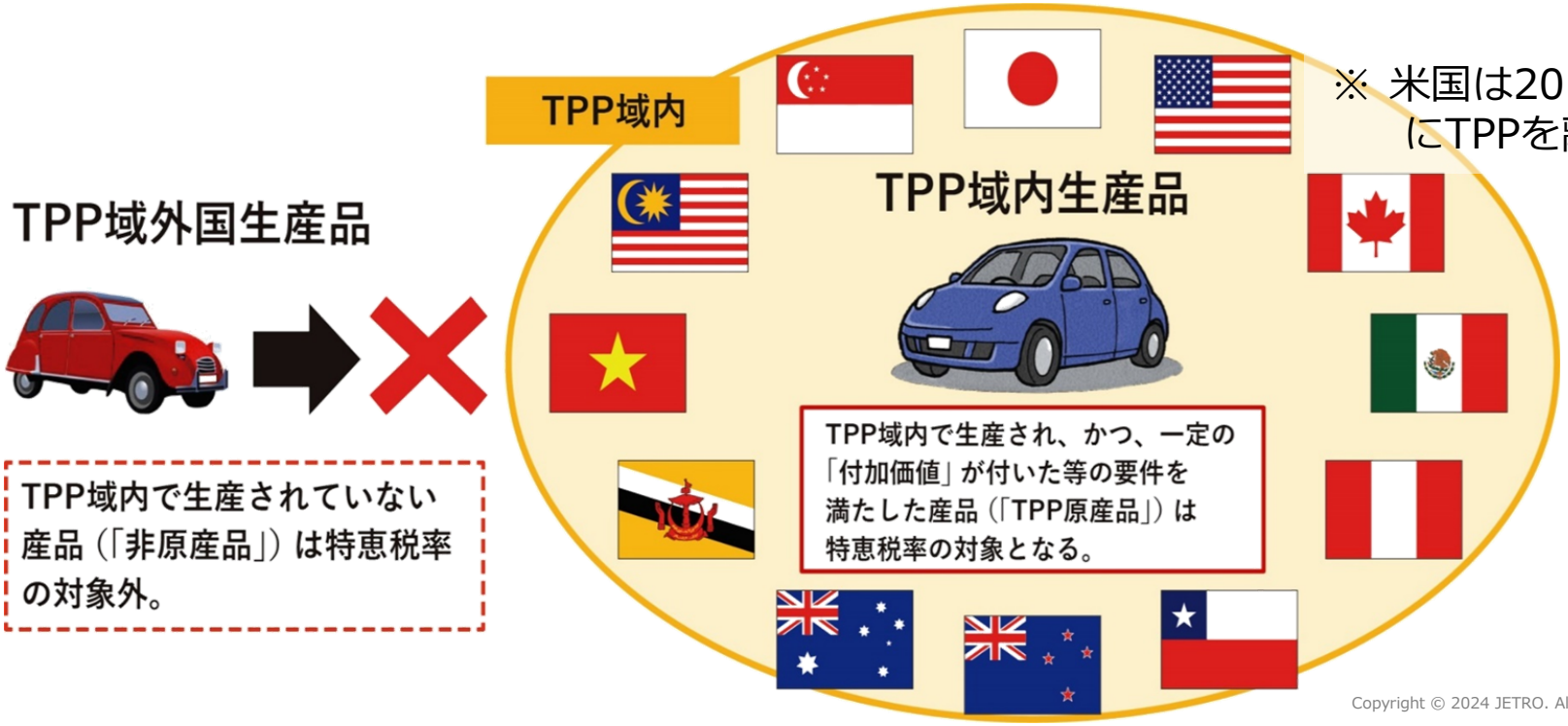

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-3 原産性の判断基準（大分類）

- 多くのFTA・特恵貿易協定では、①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、③非原産材料を使用するが品目別原産地規則（PSR）を満たす産品（実質的変更基準）を、原産品として定義。
- 原産地規則は１カ国のみで満たす必要はなく、複数の締約国で満たせばよい。

①完全生産品

《類型》

A) 農水産品、鉱業品の一次産品：一次産品の収穫、採掘、収集等を「生産」として捉える。

B) くず、廃棄物やそれらから回収された物品：くずや廃棄物の発生・回収等を「生産」として捉える。

C) 上記完全生産品のみから生産された物品：完全生産品同士から生産されても完全生産品であると捉える。

《完全生産品の例》

- 収穫等された植物
- 生きている動物であって、生まれ、かつ成育されるもの
- 生きている動物から得られる産品
- 域内国の領域で狩猟、漁ろう等により得られる動物
- 養殖によって得られる水生生物
- 抽出・採掘された鉱物性生産品
- 域内国の船舶により領海外の海で採捕された海洋生物
- 域内国の工船上で前項に規定される産品から生産される産品
- 製造や加工作業等において生じたくず
- 使用済み産品の廃品・くずであり、原材料の回収のみに適するもの
- これら上記のものから得られ、生産されたもの

②原産材料のみから生産される産品

- 生産に直接使用された一次材料が全て原産材料。
- 一次材料の生産に用いる二次材料の中に域外国の材料（非原産材料）が含まれていても、当該一次材料が品目別原産地規則（PSR）を満たしていればよい。

③PSR（実質的変更基準）を満たす産品

- 非原産材料を使用して生産された産品であっても、その生産において一定の要件を満たしていれば、原産品とするもの。
- PSRは関税分類ごとに要件が定められている。
- その要件は以下の３基準に分類される。
  ①関税分類変更基準
  ②付加価値基準
  ③加工工程基準
- PSRにおいては複数の基準が定められている品目があるが、原則いずれかを満たせばよい。ただし、PSRにおいて複数の要件を同時に満たすことが求められている場合もある（例：アパレル等縫製品については、①と③を同時に満たす必要がある等）。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-4 工業製品の原産性判定基準

- 非原産材料を使用していても、協定域内国における加工等の結果として、当該材料に「実質的な変更」があった場合には、その産品を原産品と認める（実質的変更基準）。
- 品目別原産地規則（PSR）では、それぞれの産品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準（原産品となるための要件）が規定されている。

実質的変更基準の3類型

①**関税分類変更基準**：材料と最終産品との間に特定の関税分類（HSコード）の変更があること。

②**付加価値基準**：材料に一定以上の付加価値を付加すること。

③**加工工程基準**：材料に特定の加工（例：化学品の化学反応）がなされること。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

（参考）日本税関「原産地規則ポータル」

- 税関の「原産地規則ポータル」では、日本が締結する全FTAの品目別規則（PSR）を検索可能。
- 「Ⅱ．輸出品目のHSコードと関税率を特定する」で紹介した、FedEx「World Tariff」やITC「Rules of Origin Facilitator」でも検索可能。特に後者は、一覧性があって見やすい。

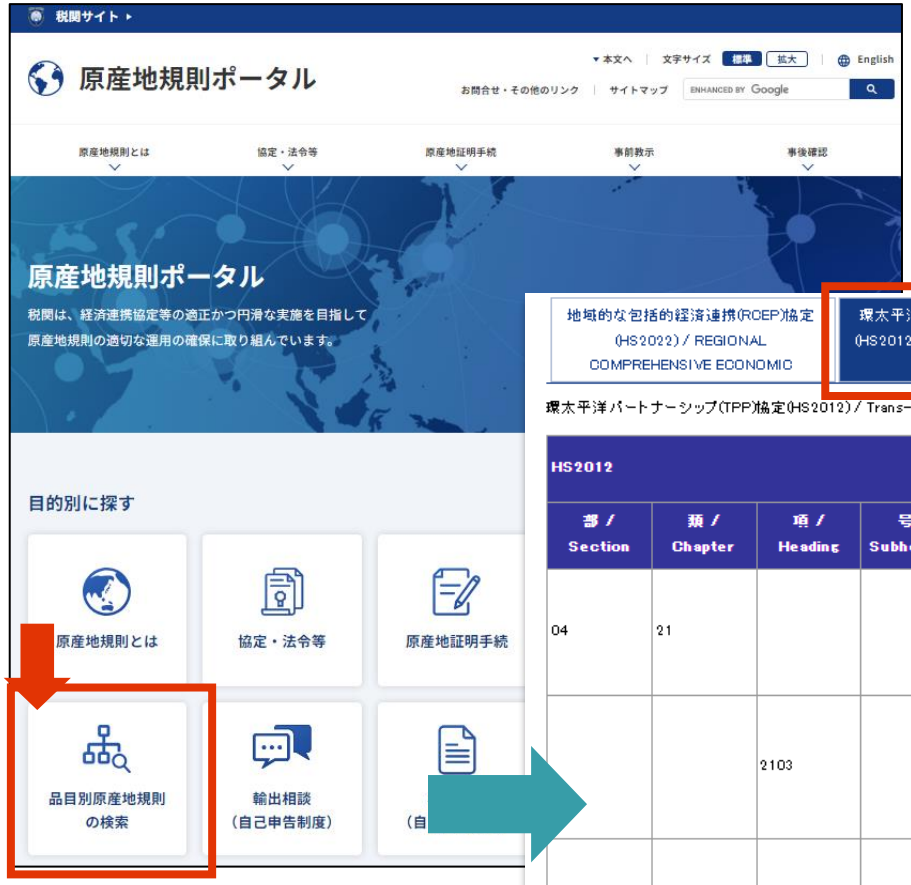

【検索の流れ】

① トップページから「PSRの検索」を選択。
② 国名と品目（HSコード4桁OR6桁）を指定。
③ 複数の協定が併存している場合、タブごとにPSRが日英併記で表示される。

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(HS2022)/REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC | 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(HS2012)/Trans-Pacific Partnership (TPP)(HS2012) | 日・ASEAN包括的経済連携協定(HS2017)/ASEAN-Japan CEPA (HS2017) | 日マレーシア経済連携協定(HS2002)/Japan-Malaysia EPA (HS2002)

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(HS2012)/Trans-Pacific Partnership (TPP)(HS2012)

HS2012					環太平洋パートナーシップ(TPP)協定(HS2012)/Trans-Pacific Partnership (TPP)(HS2012)	
部/Section	類/Chapter	項/Heading	号/Subheading	品名/Description	品目別原産地規則/PSR	注/Note
04	21			各種の調製食料品 Miscellaneous edible preparations		
		2103		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード Sauces and preparations therefor, mixed condiments and mixed seasonings, mustard flour and meal and prepared mustard		
			210310	醤油 Soya sauce	第二一〇三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更 A change to a good of subheading 2103.10 from any other heading.	

▼「原産地規則ポータル」のURL

https://www.customs.go.jp/roo/

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-5 品目別原産地規則（PSR）の読み方

- 品目別原産地規則（PSR）は、HSコード（4桁、6桁）毎に定められているが、部（Section）や類（Chapter：2桁）のPSRとして加工工程基準などが定められていることがある。
- 品目別原産地規則（PSR）は、関税分類変更基準（CTC）と付加価値基準（RVC）の選択制となっていることが多いが、稀に双方を満たさないと原産品にならない品目がある（日印EPAなど）。

CPTPP（TPP11）の油圧伝動装置用バルブ（8481.20）のPSR

Or条件：前段と後段のいずれかで良い。

8481.10-8481.80

A **change** to subheading 8481.10 through 8481.80 from any other heading; CTC要件 or

No change in tariff classification required for a good of subheading 8481.10 through 8481.80, provided there is a **regional value content** of not less than:

(a) 35 percent under the build-up method: or
(b) 45 percent under the build-down method: or
(c) 55 percent under the build-down method taking in account only the non-originating materials of heading 84.81.

RVC要件

✓ 84.81項以外の非原産材料からの変更（4桁レベルのタリフジャンプ：CTH）、または、積上げ（BU）方式で35%以上、控除（BD）方式で45%以上、重点価額（FV）方式で55%以上の域内原産割合（RVC）があればTPP原産品となる。FV方式を選択した場合、非原産材料価額（VNM）に計上するのは、84.81号に分類される部品・原材料のみ。

✓ 8481.90号はバルブの部分品であり、同号の非原産部品を用いるとCTHを「原則」クリアしない。

✓ ただし、8481.90号の非原産部品を用いても、デミニマスルールの閾値（10%）に収まれば (a) をクリア、45%以内に収まれば (c) FV方式のRVCをクリアできる。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-6 関税分類変更基準（Change of Tariff Classification：CTC）とは

- 加工後の輸出製品の関税分類（HSコード）が，同製品を生産するために使用した非原産部材の関税分類（HSコード）と異なる場合，原産性を付与するに値する「実質的変更」が行われたと判断する。「タリフジャンプ」とも呼ばれる。
- 変更の基準（ジャンプする桁数）は品目別に異なり，「Chapter/Capítulo」（2桁レベル），「Heading/Partida」（4桁レベル），「Subheading/Subpartida」（6桁レベル）では，桁数の少ない方が域内における加工度合いが上がり、厳しい基準となる。

※自動車部品（HS8708）→乗用車（HS8703）の4桁レベルのジャンプより、鉄鋼（HS72類）→乗用車（HS8703）の2桁レベルのジャンプの方が多くの加工が必要

具体例｜RCEPのカラーテレビ（HS8528.72）の品目別原産地規則（PSR）

85.28　CTH or RVC40

※上4桁レベルの関税分類変更（CTH）、または、域内原産割合（RVC）が40%以上

- テレビを生産するために、中国から液晶パネル（HS85.29）、マレーシアからICチップ（85.42）を輸入しているが、双方の非原産材料とも輸出製品のHSコード（85.28）と上4桁（Heading）のレベルでHSコードが異なるため、当該テレビは**RVCの水準に関わらず、原産品（Originating good）となる**。
- HS8708項の自動車部品の場合、完成品と部分品が同じHS6桁に分類されることが多いため、そもそもタリフジャンプすること自体が難しい。そのため、自動車産業では付加価値基準（RVC）を用いて判断することが多いが、すべての自動車部品の原産性がRVCで決まるわけではない。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

（参考）CTCの例外として、変更が認められない場合に注意

- PSRには、「第8544.20号の産品への他の号の材料からの変更」とある。
- ただし、その後括弧書きで「ただし、74.08、74.13、76.05、76.14、8544.11～8544.19、8544.30～8544.60からの変更は除く」と記されている。
- 「　」に記述された品目からの変更は認められない。つまり、これらの品目は域内原産品でなければならないこと意味する。

例：同軸ケーブル（HSコード：8544.20）製造のため、加工・組立てをCPTPP域内で行う場合

【同軸ケーブルで、変更の除外項目となっているもの】

74.08	銅の線
74.13	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）
76.05	アルミニウムの線
76.14	アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）
8544.11	巻線、銅のもの
8544.30	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）
8544.42	その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。） 接続子を取り付けてあるもの
8544.49	同　その他のもの
8544.60	その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-7 付加価値基準の計算方式

- 付加価値基準の計算方式は、協定によって複数ある場合がある。最も選択肢が多いCPTPPの場合、控除方式、積上げ方式、重点価額方式、純費用方式の4方式が採用されている。
- 利用可能な計算方式は、それぞれのPSRに記載されている。

○ 控除方式（非原産材料の価額に基づくもの）

広く用いられ、USMCAなど米州のFTAでは取引価額方式と呼ばれる。

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{産品の価額} - \text{非原産材料の価額（VNM）}}{\text{産品の価額（FOB）}}$$

※

※RVC: Regional Value Content（域内原産割合）

○ 積上げ方式（原産材料の価額に基づくもの）

CPTPP

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{原産材料の価額（VOM）}}{\text{産品の価額（FOB）}}$$

RCEP

$$\frac{\text{VOM} + \text{費用} + \text{利益}}{\text{産品の価額（FOB）}}$$

○ 重点価額方式（特定の非原産材料の価額に基づくもの）

CPTPPで一部の工業製品に適用されている。控除方式との違いは、FVNMに計上する非原産材料の価額を特定の主要な材料（PSRに基づき関税分類の変更が求められている材料）に限定する点。

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{産品の価額} - \text{特定の非原産材料（FVNM）}}{\text{産品の価額（FOB）}}$$

○ 純費用方式（NC）

CPTPPでは自動車関連品目のみに適用。控除方式との違いは、産品の取引価額（FOB）ではなく、産品の生産に係る純費用を用いる点。純費用とは、総費用から販売促進、マーケティング及びアフターサービスに係る費用、使用料、輸送費、梱包費等を減じたもの。

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{純費用（NC）} - \text{非原産材料の価額（VNM）}}{\text{純費用（NC）}}$$

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-8 付加価値基準の取引価額方式（控除方式）の具体例

- 控除方式（BD）では、取引価額（FOB価額）と非原産材料価額（VNM）にもとづいて計算する。
- 非原産材料の中には、原産材料であることが確認できない材料を含む。

ドライクリーニング機械　（HSコード：8451.10）の例

この品目のPSRを満たすために、取引価額方式による付加価値基準を用いる場合は、60%以上の域内原産割合（RVC）が必要。

【公式】

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{FOB価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{2{,}500\text{ドル} - 1{,}000\text{ドル}}{2{,}500\text{ ドル}} \times 100 = 60\% \geqq 60\%$$

このドライクリーニング機はRVCが60%以上のため、原産品となる。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-9 付加価値基準の純費用（NC）方式の具体例

- 純費用方式では、純費用（NC）と非原産材料の価額（VNM）に基づいて計算する。
- 純費用とは、総費用から、当該総費用に含まれる販売促進、マーケティング及びアフターサービスに係る費用、使用料、輸送費及びこん包費並びに不当な利子を減じたものをいう。

農業用トラクター　（HSコード：8701.90）　の例

この品目のPSRを満たすために、純費用方式による付加価値基準を用いる場合は、60%以上の域内での付加価値が必要。

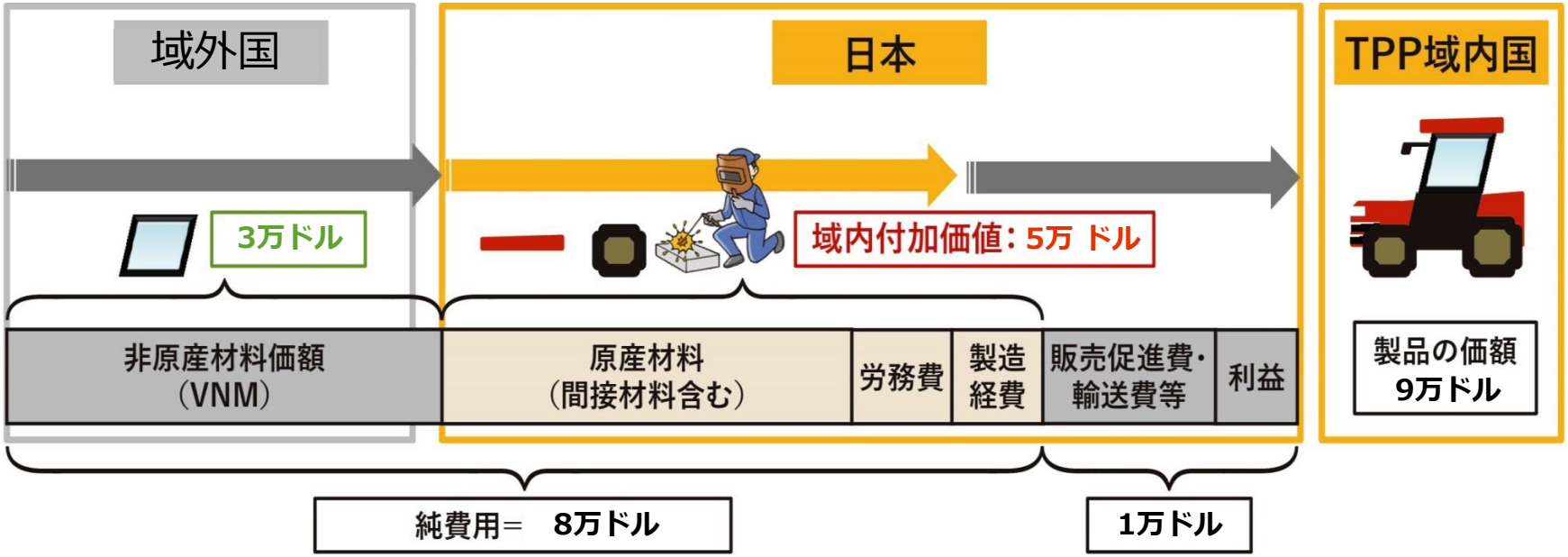

【公式】

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{純費用} - \text{非原産材料価額}}{\text{純費用}} \times 100 = \frac{\text{8万ドル} - \text{3万ドル}}{\text{8万ドル}} \times 100 = 62.5\% \geqq 60\%$$

このトラクターはRVCが60%以上のため、原産品となる。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-10 付加価値基準の積上げ方式の具体例

- CPTPPの積上げ方式では、取引価額（FOB）と原産材料価額（VOM）にもとづいて計算し、材料費以外の労務費や製造経費、利益等は原産付加価値として計上できない。
- RCEPの場合、労務費など他の費用や利益を分子に足し上げることができる。
- 日印EPAの場合、VOMに加え、直接労務費、直接経費と利益を分子に足し上げることができる（販管費なの経費は？）。

CPTPPにおける冷蔵庫（HSコード：8418.10）の例

CPTPPで積上げ方式による付加価値基準を用いる場合は、35%以上の域内での付加価値が必要。

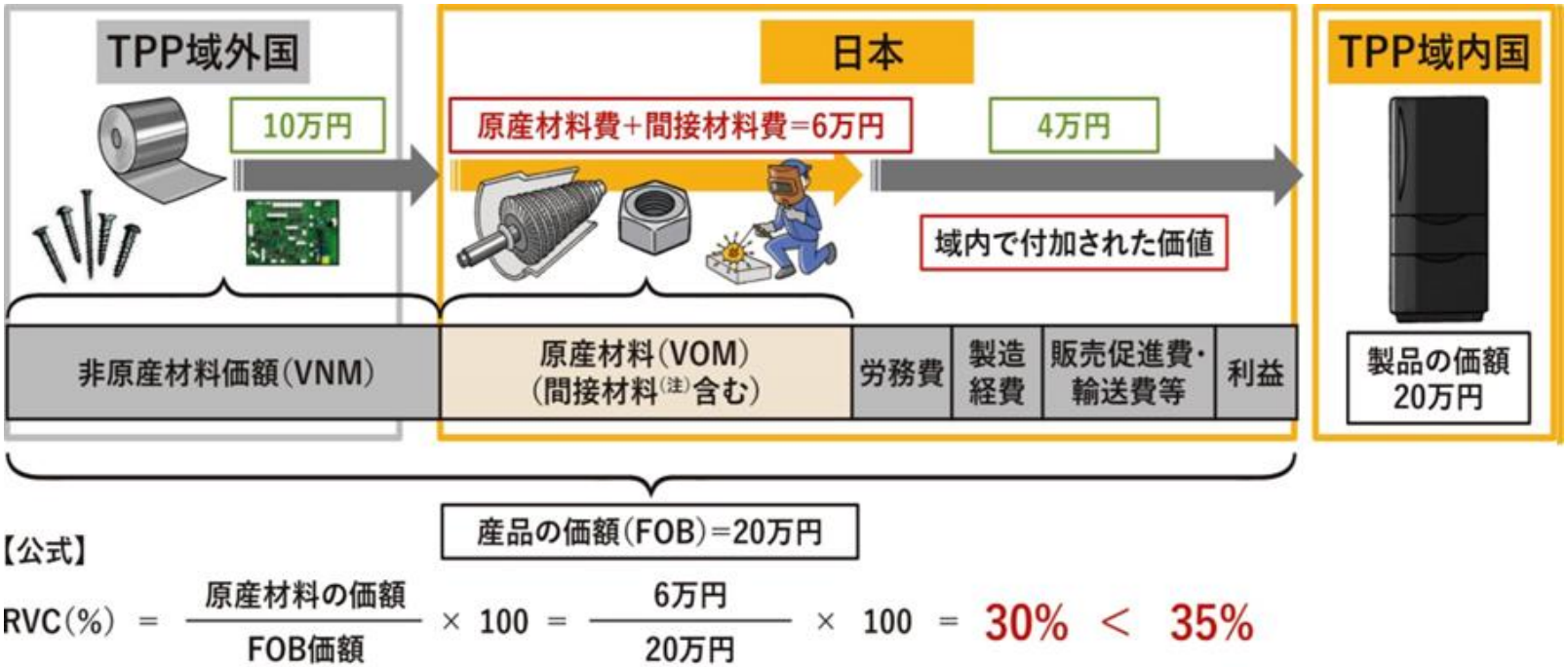

【公式】

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{原産材料の価額}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{6\text{万円}}{20\text{万円}} \times 100 = 30\% < 35\%$$

この冷蔵庫はRVCが35%以下のため、非原産品となる。

（注）間接材料とは、(a)燃料、エネルギー、触媒及び溶剤、(b)当該産品の試験または検査に使用される設備・装置・備品、(c)手袋、眼鏡、履物、衣類並びに安全のための設備または備品、(d)工具、ダイス及び鋳型、(e)設備及び建物の維持のために使用される予備部品及び材料、(f)生産の過程、あるいは設備及び建物の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材その他の材料、(g)産品に組み込まれない他の材料であり、当該産品の生産における使用が当該生産の一部であると合理的に示すことができるもの。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-11 付加価値基準の重点価額（FVNM）方式の具体例

- 重点価額方式では、取引価額（FOB）と特定の非原産材料価額（FVNM）にもとづいて計算する。
- 対象となるのは、品目別原産地規則（PSR）において特定され、産品の生産で使用される非原産材料。非原産材料の中には、原産材料であることが確認できない材料を含む。

CPTPP（TPP11）におけるバックミラー（HSコード：7009.10）の例

CPTPPで重点価額方式を用いる場合は、第70.07～70.09項までの非原産材料のみを考慮に入れて、50%以上の付加価値が必要。

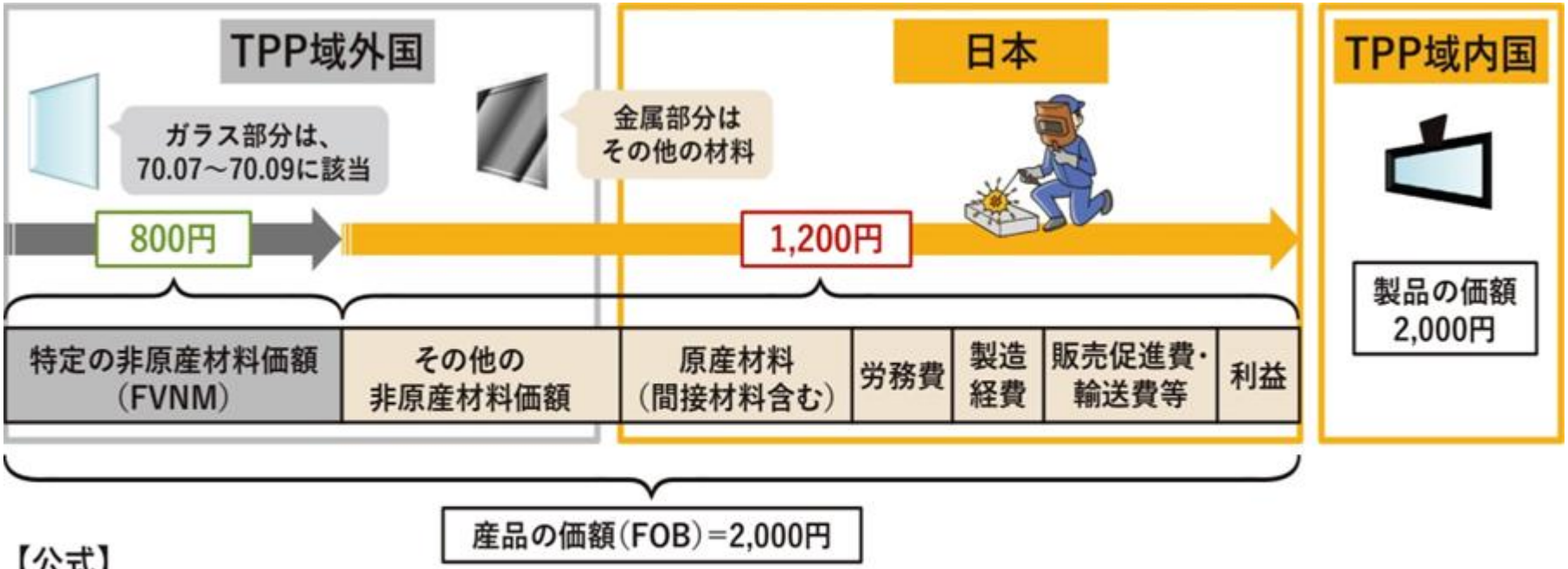

【公式】

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{FOB価額} - \text{特定の非原産材料の価額}}{\text{FOB価額}} \times 100 = \frac{2{,}000\text{円} - 800\text{円}}{2{,}000\text{円}} \times 100 = 60\% \geqq 50\%$$

このバックミラーはRVCが50%以上のため、原産品となる。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-12 加工工程基準とは

- 域内でPSRが定める特定の加工が行われたことをもって原産品と認める基準。
- 下の図では、材料であるプロピレンを域外国より輸入し、日本においてグリセリンを製造する事例。この場合、日本での製造において、使用された非原産材料に対して化学反応が施されていることから、グリセリンは加工工程基準（この例の場合、特定の化学反応を経ていること）を満たし、TPP原産品と認められる。
- 衣類等縫製品では、関税分類変更基準の要件に加えて、裁断・縫製を域内で行わなければならないとの加工工程基準がある。

（参考）CPTPP（TPP11）におけるグリセリン（HS2905.45）のPSR（※）

「材料が化学反応の工程（新たな構造の分子を生ずること）を経ていること」

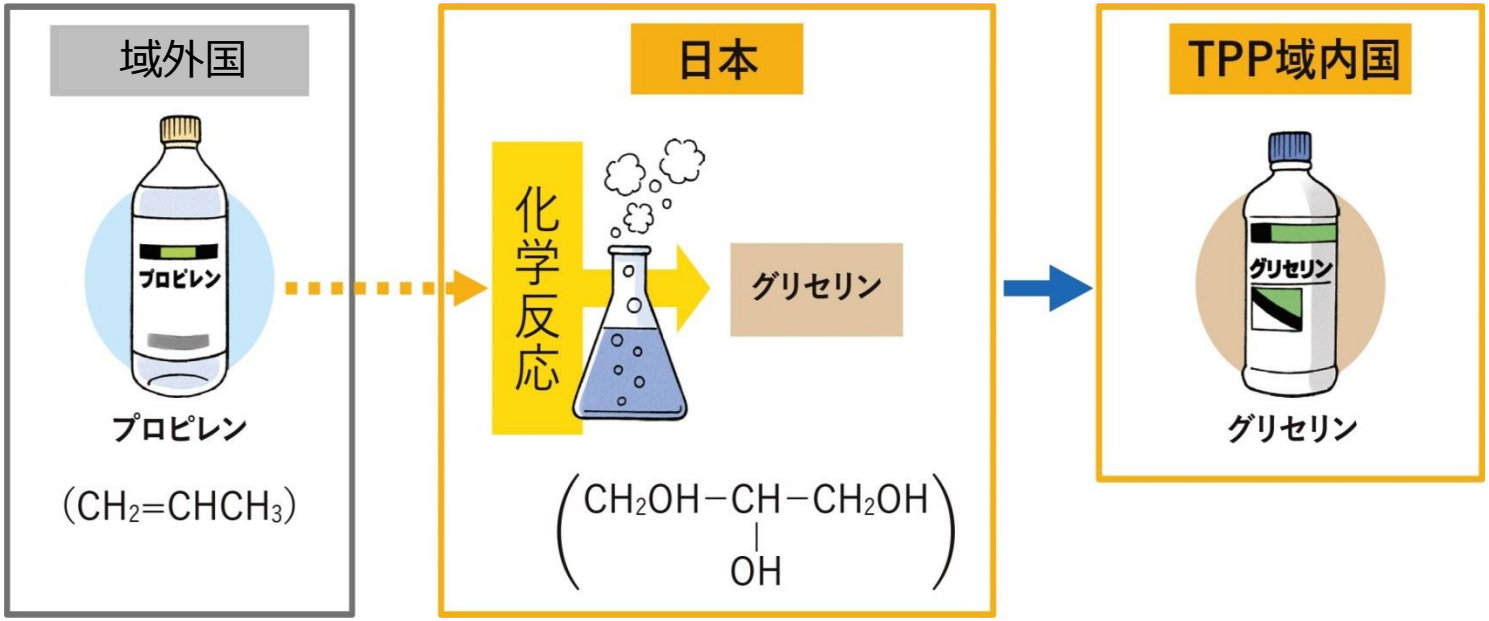

（※）「Subheading」（号：HSコード上6桁）レベルの関税分類変更基準と上記加工工程基準のいずれかの選択制となっている。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-13 救済規定：原産地規則達成のためのセオリー

1. CTC（タリフジャンプ）が使える品目はCTCを試行

   CTCなら素材の現地調達が難しい国でもクリアの可能性

2. CTCをクリアしない場合はデミニマスをトライ

3. RVC計算を有利にする救済手段を活用

   ① 中間材料の指定: 内製部品の非原産材料をロールアップ

   ② 完全累積による原産付加価値のトレーシング（CPTPP, 日EU・EPA、将来的なRCEP）

   ③ 材料の価格の更なる調整（CPTPP）

   - ✓ 新しいEPA/FTAほど救済措置が充実
   - ✓ RVC閾値達成のためにあらゆる手段を検討

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-14 救済規定：デミニマスルール

- PSRに規定された関税分類変更の基準を満たさない非原産材料でも、当該非原産材料の価額の合計が産品の価額（FOB価額）の10%以下である場合は無視できる。

具体例

CPTPP域外製の輸入部品（クラッチの部品2点）を組み込んでFOB価額300ドルのクラッチ（HS8708.93）を生産し、USMCAの特恵税率を活用して米国に輸出する場合

- クラッチのPSRで関税分類変更基準を用いる場合、HSコードの「号」（6桁レベル）の変更（CTSH）。
- 輸出する商品と同じ「項」及び「号」（8708.93）に分類される輸入部品（非原産材料）を2個使用するため（8708.93の品名は「クラッチ及びその部品」）、PSRに定められた「号」の変更（CTSH）はクリアできない。
- しかし、当該クラッチ部品の輸入（CIF）価額は15ドルと10ドルで合計25ドル。 HSコードが変更しない非原産材料の価額合計は、FOB価額の10%以下である（25÷300＝8.33%）。よってデミニマスルールが適用でき、原産品となる。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-15 ロールアップとは

- 非原産材料を用いた生産の結果、当該産品が原産品になる場合、使用された非原産材料は、当該産品の生産者によって生産されたかどうかにかかわらず、原産材料として取り扱われる。

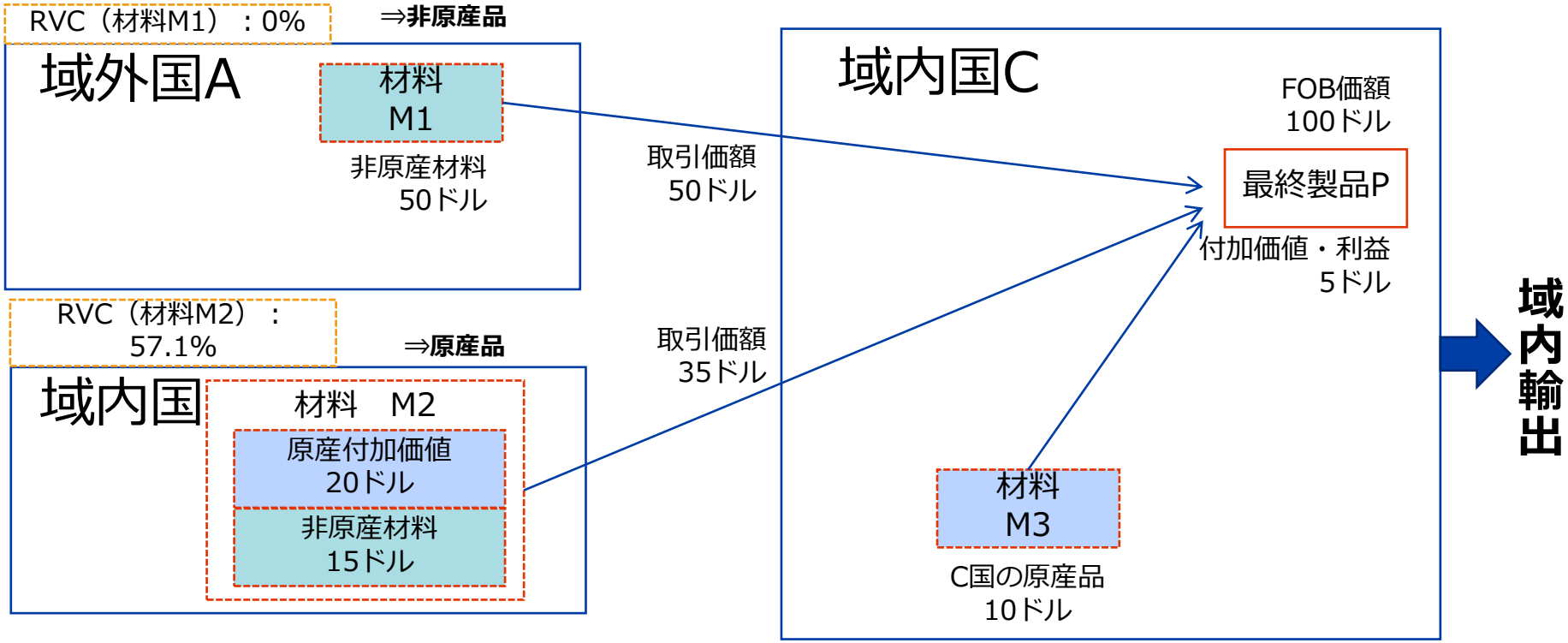

	ロールアップ	非原産材料価額（VNM）				RVC	原産判定
		材料M1（A国）	材料M2（B国）	最終生産地（C国）	合計		
方式１	非適用	50ドル	15ドル	0ドル	65ドル	35%	×
方式２	適用		0ドル		50ドル	50%	○

ロールアップを適用すれば、材料M2に含まれる非原産材料を原産材料とみなし、M2の価額を100%原産材料扱いできる。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-16 救済規定：内製部材のロールアップ（中間材料の指定）

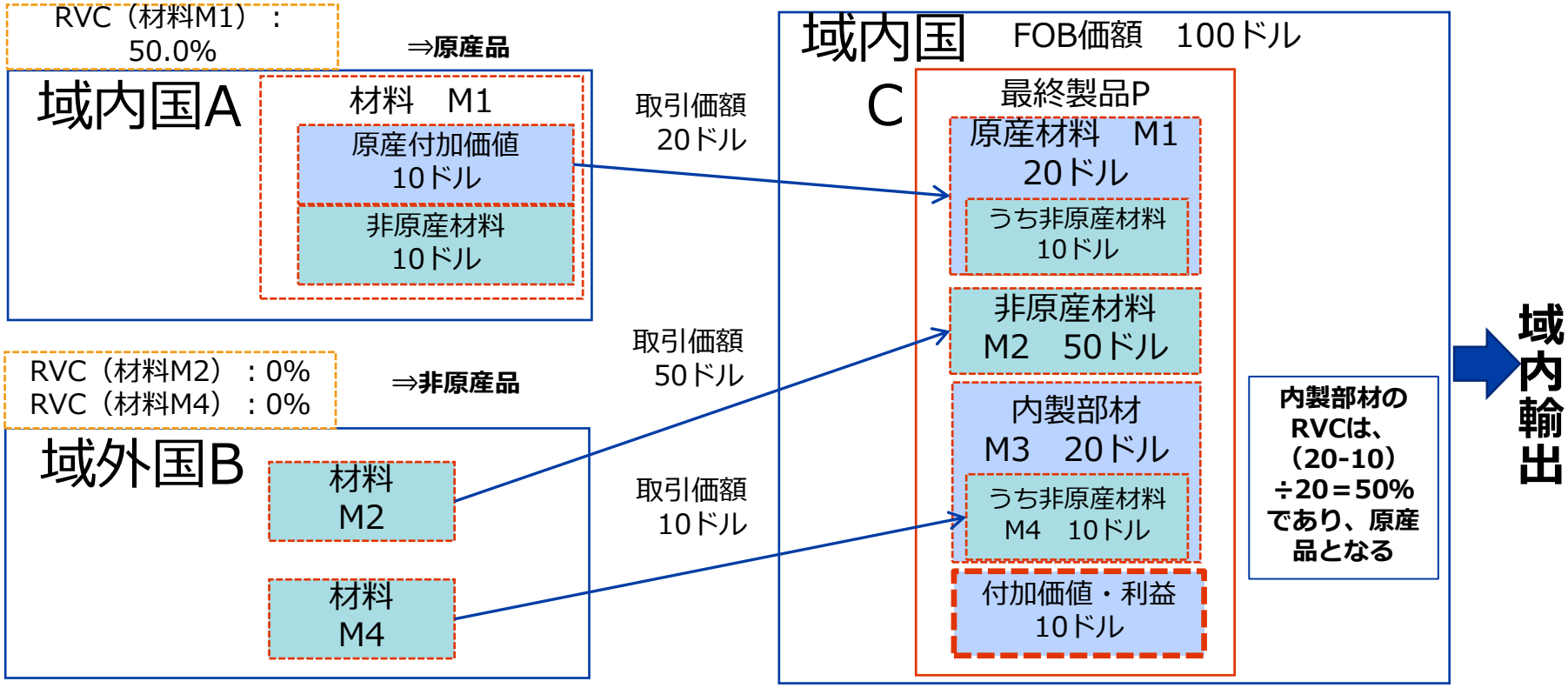

（注）M1～M4及びPの品目別規則はRVC（控除方式）45%以上であるとする。

	ロールアップ	非原産材料価額（VNM）				RVC	原産判定
		材料M1（A国）	材料M2（B国）	内製部材M3（C国）	合計		
方式1	非適用	10ドル	50ドル	10ドル	70ドル	30%	×
方式2	適用	0ドル		0ドル	50ドル	50%	○

ロールアップを適用すれば、原産材料M1及び内製部材M3に含まれる非原産材料を原産材料とみなし、M1及びM3の価額を100%原産材料扱いできる。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-17 救済規定：中間材料の指定によるRVC達成の例

- CPTPP域外国Aの熱延鋼板をプレス加工してサスペンションフレーム（HS8708.80）に加工し、域外国Bから輸入したサスペンション専用部品を付けてサスペンションモジュール（HS8708.80）を製造する。
- HS8708.80）のPSRは、6桁レベルの関税分類変更（CTSH）、または45%以上（積上げ方式及び純費用方式）、あるいは55%以上（控除方式）の域内原産割合（RVC）。
- 域外産のサスペンション専用部品がHS8708.80号に分類されるため、CTSHをクリアできない。また、当該非原産部品価額はFOB価額の12%に相当し、デミニマスも適用できないため、付加価値基準で原産性を判定する。

※ 積上げ方式のRVCを選択。**TPP第3.7条(c)**は内製材料の価額として、**全ての費用と相応の利益の合計**と規定。

サスペンションフレームを生産に使用される中間材料として扱わない場合

経費項目	価額
A. 原産材料価額	20.0
原産材料価額(間接材料を含む)	20.0
B. 非原産材料価額	52.0
熱延鋼板	40.0
その他非原産部品	12.0
C. 労働コスト	8.0
うちフレーム製造のための人件費	4.0
D. 製造経費(間接材料を除く)	10.0
うちフレーム製造のための経費	5.0
E. 利益・販促費	10.0
うちフレーム相当分	5.0
F. サスペンションモジュール取引価額(FOB)	100
RVC(%) =A／F×100	20.0%

サスペンションフレームを生産に使用される中間材料として扱う場合

経費項目	価額
A. 原産材料価額	74.0
サスペンションフレーム(中間材料)	54.0
熱延鋼板	40.0
労働コスト	4.0
製造経費	5.0
利益・販促費	5.0
その他原産材料価額(間接材料を含む)	20.0
B. 非原産材料価額	12.0
C. その他労働コスト	4.0
D. その他製造経費	5.0
E. その他利益・販促費	5.0
F. サスペンションモジュール取引価額(FOB)	100.0
RVC(%) =A／F×100	74.0%

(注)価格は推定値であり、実際の価格とは異なる。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-18 救済規定：完全累積（原産付加価値のトレーシング）

- CPTPPでは、非原産材料であっても、①域内で行われた当該非原産材料の加工費、②当該非原産材料に含まれる原産材料の価額は、原産割合の一部として算入できる。（第3.6条2項）。日EU・EPA第3.5条2項は、「非原産材料に対して域内で行われた生産」を原産付加価値に加えると規定。

※原産地規則は、付加価値基準（控除方式）で50%以上と仮定

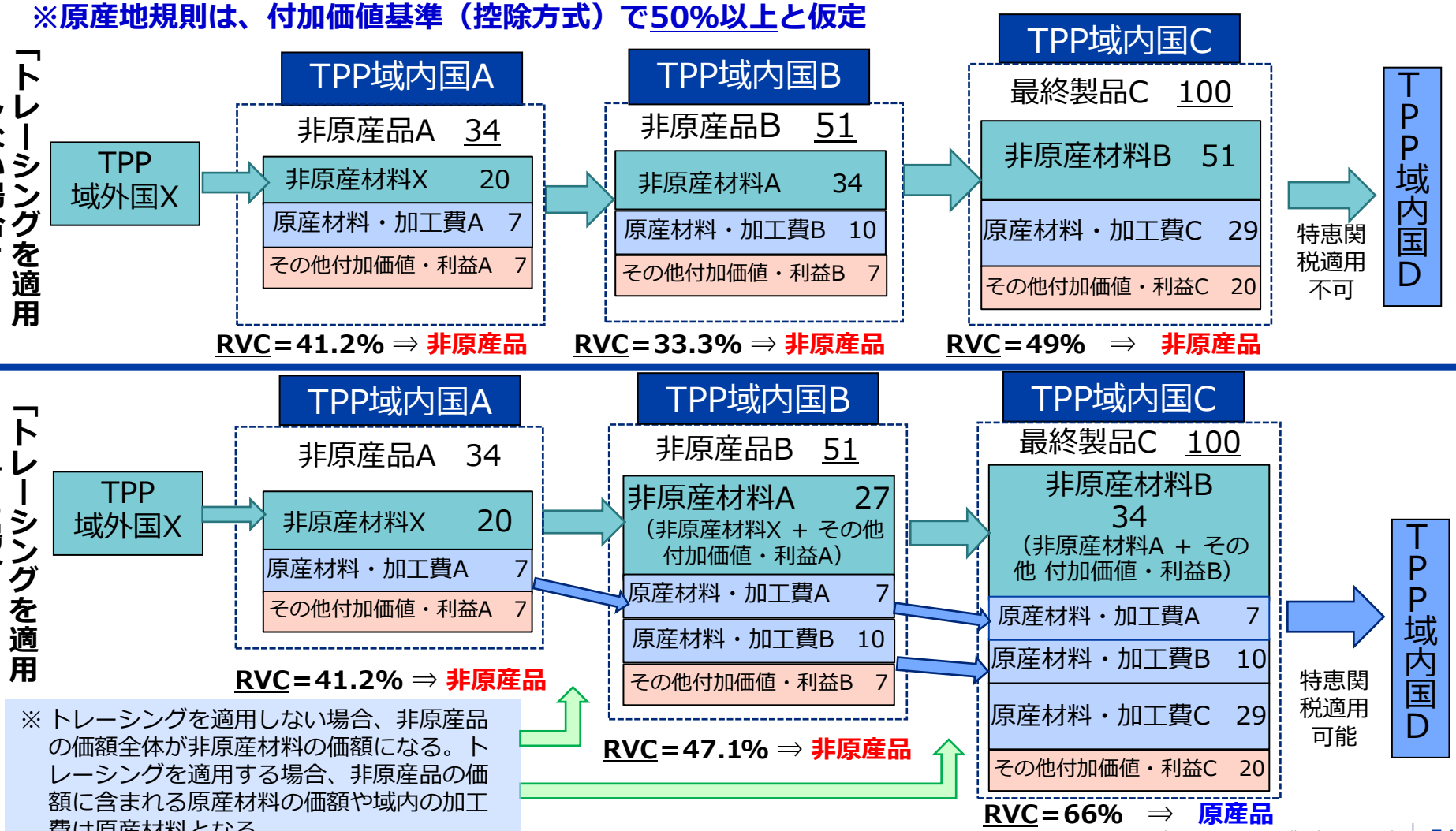

※ トレーシングを適用しない場合、非原産品の価額全体が非原産材料の価額になる。トレーシングを適用する場合、非原産品の価額に含まれる原産材料の価額や域内の加工費は原産材料となる。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-19 救済規定：材料の調達価額の基準と有利な調整（1）

■ 日本が締結するEPA/FTAの中では、CPTPP（TPP11）にしか存在しない救済規定。

◆ TPP第3.7条は、生産者が材料（原産材料、非原産材料）の価額を計算する際の基準として、以下のとおり定めている。

(a) 輸入調達材：輸入時の取引価額（国際輸送費を含む，CIF価額）

(b) 国内調達材：以下のいずれか

(i) 当該生産者が支払った、または支払う価額

(ii) 輸入される材料の価額として決定される価額（生産者が所在する国に輸入された際の取引価額）

(iii) 国内で確認可能な最初に支払われた、または支払われるべき価額

(c) 内製材料：全ての費用＋相当の利益

◆ しかし、第3.8条では、計算を有利にするための調達価額の更なる調整を可能にしている。以下の（a）～（c）については、<u>書面による証拠が存在することを条件に</u>材料の調達価額に加算、または減算することが可能。

(a) 生産者の所在地までの輸送費（保険費、梱包費などを含む）

(b) 当該材料に対する関税、回収不能な内国税及び通関手数料

(c) 材料の使用から生じるスクラップ部分の費用（再利用可能なもの等を除く）

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-20 救済規定：材料の調達価額の基準と有利な調整（2）

■ 価格調整の条件は、**「書面による証拠が存在すること」**。

ケース①：積上げ方式で原産材料の価額を計算する場合

RVC（%）＝原産材料の価額÷取引価額（FOB）
⇒原産材料の価額が大きい方が有利

原産材料の価額を増やすために、以下の経費が原産材料の価額として含まれていない場合には加算することができる。

① 輸入調達材（原産材料）に係る輸入港から生産者の所在地への輸送費・保険料（輸入時の取引価額＝「CIF価額」に加算）
② 輸入時や流通時に支払った回収不能の租税公課
③ 無駄になった部分の原産材料の費用（材料歩留まりや不良率等に基づき算）

ケース②：控除方式で非原産材料の価額を計算する場合

RVC（%）＝（取引価額（FOB）－非原産材料価額）÷取引価額（FOB）
⇒非原産材料価額が小さい方が有利

非原産材料の価額を減らすために、以下の経費が非原産材料の価額として含まれている場合には控除することができる。

① 輸入調達材（非原産材料）に係る輸入港までの国際輸送費・保険料（「CIF価額」から控除）
② 輸入時や流通時に支払った回収不能の租税公課
③ 無駄になった部分の非原産材料の費用

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

3-21 積送基準

- 原産地規則を満たす産品を域内国に輸送する場合に、域外国を経由しない直接輸送（①）もしくは域内での積み替え等（②）であれば、原産性は維持される。
- 域外国を経由する場合（③）でも、経由先で実質的な加工を加えず、当該産品が経由先で域外国税関の管理下にあれば、原産性は失われない。

CPTPP（TPP11）の例

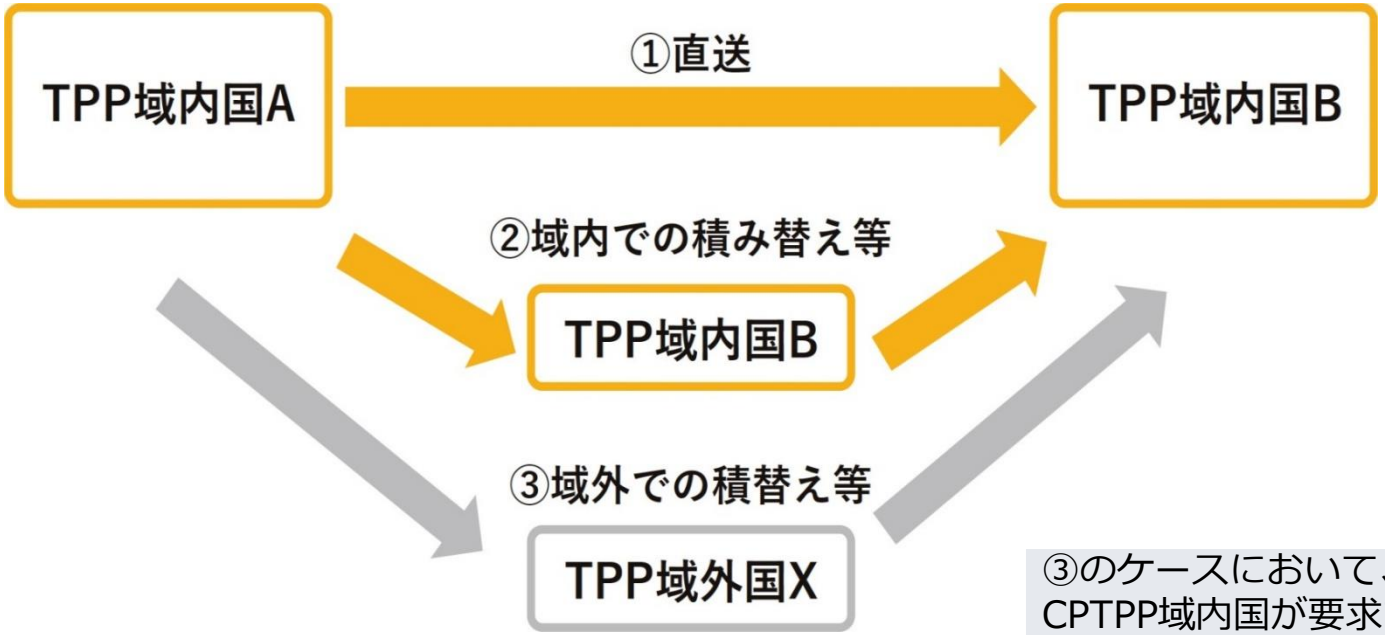

経由先で許容される作業　：

- 積み卸し、ばら積み貨物からの分離、蔵置
- 輸入先のCPTPP域内国から要求されるラベル又は証票による表示
- 原産品を良好な状態で保存するため又は輸送に必要なその他の作業

③のケースにおいて、輸入側のCPTPP域内国が要求する場合には、輸入者は、運送書類、域外国Ｘ税関の発給書類等を提出する義務を負う。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

本日の講演内容

I.　日本が締結するEPA／FTAと関税削減メリット 5

II.　FTA・特恵貿易協定活用に向けた実務 21

1.　HSコードの特定 21

2.　特恵関税率の把握 25

3.　原産地規則の理解 34

4.　原産地証明書の作成・発給 58

5.　原産性の確認（検認）に備えた根拠資料 62

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

4-1 日本のFTAにおける原産地証明制度

- 原産地証明制度＝誰が原産地証明書を発行するか。第三者証明制度から、世界的に**自己申告制度の流れ**へ。特にCPTPP（TPP11）は、自己申告制度のみが採用されている。
- 自己申告制度の導入によって、**原産地証明コストが大きく軽減**される傾向。

原産地証明制度

■ 第三者証明制度

生産者、輸出者が第三者機関（政府または指定機関、日本の場合は**日本商工会議所**）に対し、輸出品が原産性を証明する情報を提供した上で、同機関が当該製品の原産性を判定し、原産地証明書を発給する制度。

***日マレーシア、日ASEAN、ASEAN中国、ASEANインドなど**

■ 認定輸出者制度

政府（日本は経済産業省）によって認定された輸出者に対し自己証明制度を適用する制度。

***日メキシコ、日スイス、日ペルーなど**

■ 自己申告制度（通称、自己証明制度）

生産者、輸出者、輸入者などが、自ら原産地証明書を作成する制度。**手数料コストや、書類作成のリードタイム削減**が可能。第三者機関の証明がないことや輸入国検認への不安の声も依然存在。

***CPTPP（TPP11）、日EUなど**

（出所）政府資料から作成

日本のFTA/EPAにおける原産地証明制度

EPA/FTA	発効時期	第三者証明制度	認定輸出者自己証明制度	自己申告（自己証明）制度
日シンガポール	2002年11月	○	-	-
日メキシコ	2005年4月	○	○	-
日マレーシア	**2006年7月**	**○**	**-**	**-**
日チリ	2007年9月	○	-	-
日タイ	2007年11月	○	-	-
日インドネシア	2008年7月	○	-	-
日ブルネイ	2008年7月	○	-	-
日ASEAN	**2008年12月**	**○**	**-**	**-**
日フィリピン	2008年12月	○	-	-
日スイス	2009年9月	○	○	-
日ベトナム	2009年10月	○	-	-
日インド	2011年8月	○	-	-
日ペルー	2012年3月	○	○	-
日オーストラリア	2015年1月	○	-	○
日モンゴル	2016年6月	○	-	-
CPTPP	**2018年12月**	**-**	**-**	**○**
日EU	2019年2月	-	-	○
日米	2020年1月	-	-	○（輸入のみ）
日英	2021年1月	-	-	○
RCEP	**2022年1月**	**○**	**○**	**発効後10年以内に導入**

（注）赤字は日マレーシア間で利用可能な協定

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

4-2 自己証明（申告）による特恵待遇の要求

https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/tpp/
https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm

CPTPPの原産地証明書の記載事項（サンプル）

CERTIFICATION OF ORIGIN

1. CERTIFIER Name, address, country, telephone number and e-mail address

Tanaka Tarou
PTP Company Ltd.,
1-3-1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8901, Japan
Tel. 090-21-31-41
e-mail: tanakatr@test.jp
Certifier is: Exporter, Producer

1. 証明者情報

2. 証明者は誰か

2. EXPORTER Name, address, country, telephone number and e-mail address

Same as Certifier

3. 輸出者情報

3. PRODUCER Name, address, country, telephone number and e-mail address

Same as Certifier

4. 生産者情報

4. IMPORTER Name, address, country, telephone number and e-mail address

Trade Daisuki
CPTPP Company Ltd.,
1-1-1 JETRO Blvd. Sydney, TPP State, 2018-1230, Australia
Tel: 080-41-36-11
e-mail: LetsFreeTrade@test.tpp11

5. 輸入者情報

5. DESCRIPTION AND HS TARIFF CLASSIFICATION OF THE GOOD

#	DESCRIPTION	HS TARIFF CLASSIFICATION	ORIGIN CRITERION*	INVOICE NUMBER**	BLANKET PERIOD**	
					STARTING DATE	ENDING DATE
1	Duck	3	TPP Article 3.2	12345	-	-
2	Goose	3	TPPArticle 3.		-	

6. 産品の概要とHSコード

7. 原産地基準

8. 対象期間

6. AUTHORIZED SIGNATURE AND DATE

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate.
I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

NAME AND SIGNATURE _____ DATE _____

9. 署名と日付、宣誓文

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

4-3 ジェトロ「原産地証明ナビ」

■ 輸出やEPA/FTAを利用するにあたって必要な書類を正確かつ効率的に作成できるようサポート。

STEP 1 企業リスト・商品リスト登録 ▶ **STEP 2** 取引情報シートを入力 ▶ **STEP 3** 根拠書類・申告書・インボイス等の必要情報を入力 ▶ **STEP 4** 書類を確認して出力

▶ https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/navi/

原産地証明ナビの主な機能

- **簡単に、効率的に書類を作成できます**
  - 案内に沿って必要情報を入力することで書類を作成
  - 自動計算によって簡易的に原産性を判定
  - 企業情報や商品情報を蓄積し、入力の手間を削減
- **輸出やFTA利用に必要となる書類に対応します**
  - FTA利用に必要な根拠書類（対比表、計算ワークシート等）
  - 日EU・EPA、日英EPA、CPTPP、RCEPの原産地証明書類
  - インボイス・パッキングリスト
- **こんな方にお勧めです**
  - 根拠書類やインボイス等の作成を効率化したい
  - FTAの原産地証明を実践的に理解したい
  - 社内での貿易実務の体制を整えたい

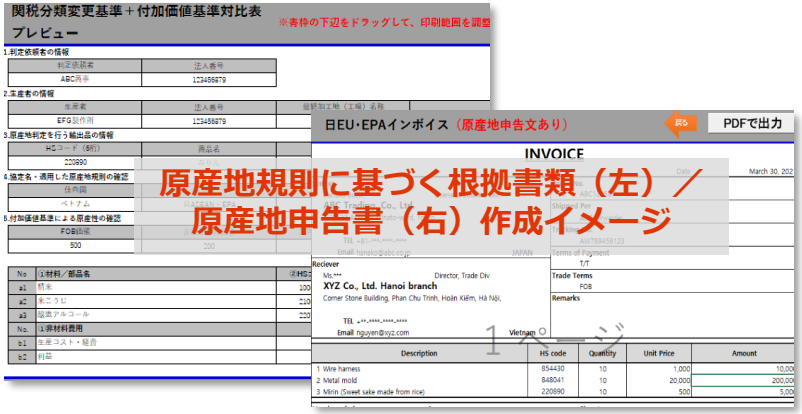

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

本日の講演内容

I.　日本が締結するEPA／FTAと関税削減メリット 5

II.　FTA・特恵貿易協定活用に向けた実務 21

1.　HSコードの特定 21

2.　特恵関税率の把握 25

3.　原産地規則の理解 34

4.　原産地証明書の作成・発給 58

5.　原産性の確認（検認）に備えた根拠資料 62

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

5-1 原産性の確認手続（検認）

- 輸入国の税関は、産品が原産品であるかどうかを決定するために、情報を求めることができる。
  ①輸出者・生産者（、輸入者）に対する書面確認（産品について、質問票等により情報を求めること）
  ②輸出者・生産者に対する訪問による確認訪問確認：事務所や工場等を訪問し、産品の原産性を確認
  ※ 輸出者、または生産者が十分な情報を提供しない場合等は特恵関税の適用が否認されうる。
- 確認に備え、原産地証明書を作成した輸出者、生産者などは、特恵関税を適用した輸出入に関する文書及び原産品であることを示すために必要な記録を原産地証明書の作成から3 or 5年間保存する義務を負う。

自己証明（申告）制度の場合の検認プロセス（例：CPTPP）

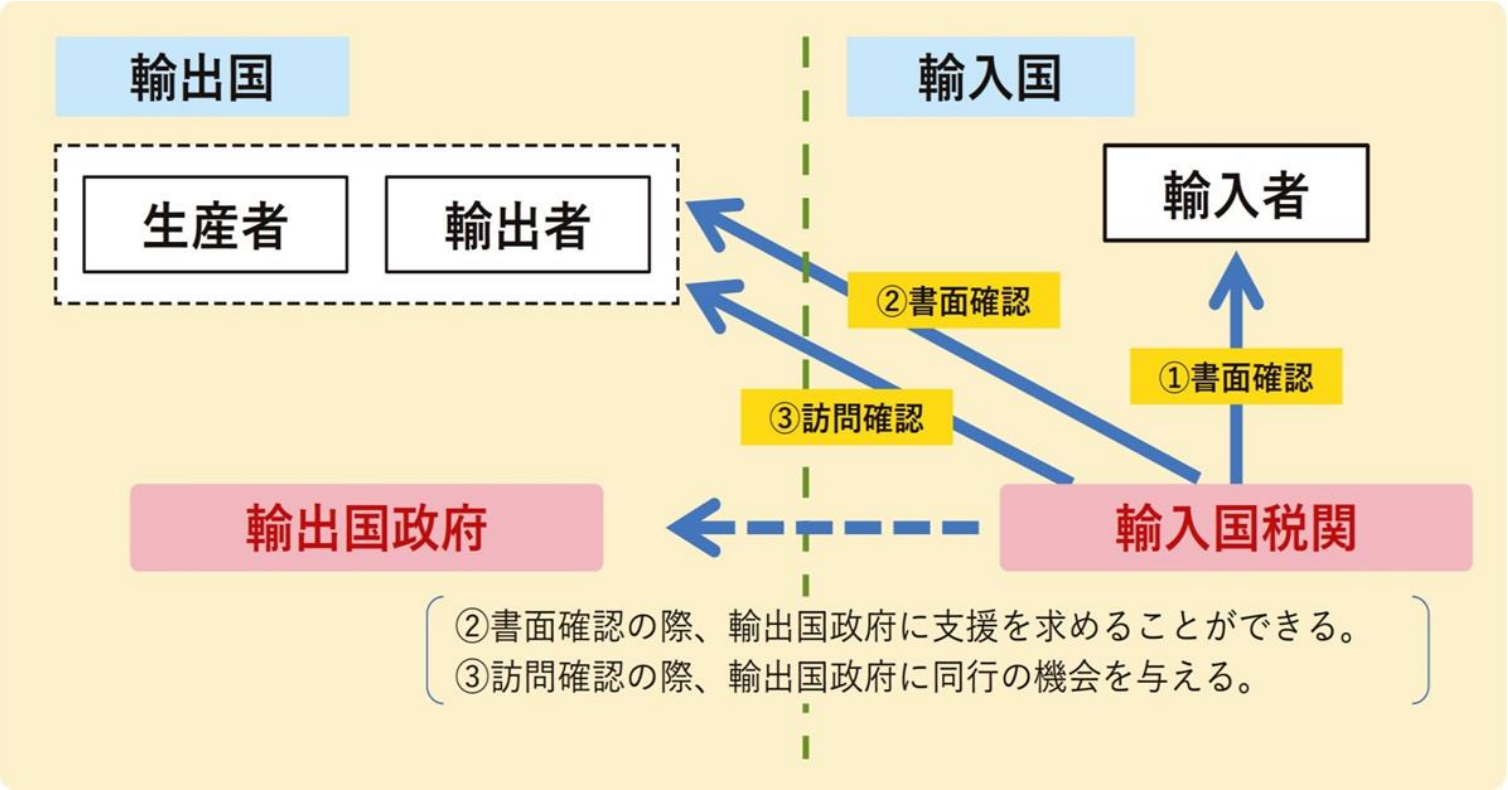

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

5-2 原産地証明の根拠書類保存

- 原産品であることを証明する根拠資料は、採用する原産性の判断基準に応じて異なる。
- 生産者ではない輸出者が申告する場合、産品が原産品であることについて、輸出者が有する産品の情報、または**生産者が輸出者に宛てて作成した宣誓書・誓約書などに基づき、原産地に関する申告を作成**できる。
- 原産品であることの根拠書類は、**利用後も一定期間保存**。日本商工会議所に原産品判定依頼をする時（第3者証明の場合）や、輸入国税関による検認を受ける時に必要。保存期間は**原産地証明書発給日から起算して3～5年**。協定により異なる。

関税分類変更基準の場合

対比表
□非原産材料の関税分類（HSコード）と輸出する産品のHSコードが変更したことを示す資料

↑

裏付資料
□総部品表
□製造工程フロー図
□生産指図書（委託生産の場合）
□各「材料・部品」の投入記録
（在庫蔵入蔵出記録など）

材料の原産性を示すための根拠資料
□サプライヤーからの情報（国内調達）
□ 輸入時の原産地証明書の写しなど（輸入）

その他
□原産地証明書の写し
□原産地証明書を作成した輸出産品のインボイス
□船荷証券等の船積書類の写し

付加価値基準の場合

計算ワークシート
□規定の域内原産割合を上回ることを示す資料

↑

裏付資料
□総部品表
□製造工程フロー図
□生産指図書（委託生産の場合）
□各「材料・部品」の投入記録（在庫蔵入蔵出記録）

材料の原産性を示すための根拠資料
□サプライヤーからの情報（国内調達）
□ 輸入時の原産地申告の写しなど（輸入）

控除方式
材料の調達価額を証明する資料
□輸入時のインボイスなど
□取引契約書やサプライヤーからの請求書など

積み上げ方式
・**原産材料の調達価額を証明する資料**
□輸入時のインボイスなど
□取引契約書やサプライヤーからの請求書など
・**直接労務費、直接経費、利益を証明する資料**
□賃金、報酬その他の被用者給付の資料など
・**間接材料の算出根拠となる資料**
□製造原価計算書、帳簿、伝票、契約書など

その他
□原産地証明書を作成した輸出産品のインボイス
□船荷証券等の船積書類の写し

経済産業省「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」（具体的な資料の作成例およびフォーム）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

5-3 原産材料であることのサプライヤーからの確認書類

- 原産材料であることを証明する際、FTA締約国から調達した材料である場合は、同生産国からの材料輸入時にFTAの原産地証明書を入手。他方、当該材料が**国内調達による**ものである場合、生産者に原産性の確認をしてもらい、**サプライヤー証明書**（＝納入製品が原産品であることを証明する書類）を入手。
- FTA利用に際しては、社内体制構築とともに、**取引先との連携強化**も重要。

原産材料であることを示すサプライヤー証明書の例

（判定依頼者記入欄）
判定受付番号等：
※指定発給機関からの依頼があれば御記入ください。

（判定依頼者）　殿

年　月　日

農林産加工品に係る製造証明書

住所（下記者の住所及び連絡先）

氏名（加工業者等）　印

産品は、下記のとおりであることを証明します。

記

1．加　工　品　名　：

2．加　工　時　期　：　年　月　（～　年　月）

3．加　工　地（都道府県名）：

4．原材料の輸入割合：
□(1)全て日本産又は（ＥＰＡ締約国名）産の原材料を使用。
□(2)(1)以外の輸入原材料を使用。
主な輸入原材料名及び原産国：
（注1）加工品製造の際に、輸入原材料を使用している場合には、その主な原材料と原産国を記載してください。　※記載例：小麦（オーストラリア産）、大豆（アメリカ産）
（注2）利用する経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認願います。特に、日インド経済連携協定については、品目別規則において「締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。」と定められている産品は、全ての使用原料について、その旨を証明する必要があります。

- ✓ 品目別原産地規則（PSR）で関税分類変更基準や付加価値基準を用いる場合、**原産材料として扱った材料・部品の原産性を証明する必要**があるため。
- ✓ 証明には、日本国内や域内国のサプライヤーに、供給を受けた材料・部品が FTAにおいて原産品であることを示す宣誓書（誓約書も同義）を作成してもらう。
- ✓ 日本ではない域内国のサプライヤーからの材料・部品の場合、対象となるEPAの原産地証明書を日本への輸入の際に取得していれば、それを宣誓書の代わりに用いることが可能。
- ✓ 宣誓書には、**材料・部品が原産品であることを示す宣誓文、供給した部品・材料の名称、型番**などを記載する必要あり。

経済産業省「申請手続きにおける提出書類等の例示と留意事項」（具体的な資料の作成例およびフォーム）

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/guideline.html

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部　主任調査研究員

中畑　貴雄

03-3582-5544

ora@jetro.go.jp

〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル

■ ご注意

本日の講演内容、資料は情報提供を目的に作成したものです。主催機関および講師は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様のご判断で行いください。また、万一不利益を被る事態が生じましても主催機関及び講師は責任を負うことができませんのでご了承ください。

【禁無断転載】

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.